

第十九回国会
衆議院

文部委員会議録第二十九号

昭和二十九年四月三十日(金曜日)

午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事相川 勝六君 理事竹尾 式君

理事田中 久雄君 理事松平 忠久君

伊藤 郷一君 植木庚子郎君

木村 武雄君 岸田 正記君

坂田 道太君 世耕 弘一君

原田 憲君 山中 貞則君

町村 金五君 高津 正道君

松平 忠久君 前田榮之助君

小林 進君 小林 信一君

出席政府委員

文部政務次官 福井 勇君

文部事務官(大臣官房會計課長) 内藤三郎君

文部事務官(大文学術局長) 稲田 清助君

文部事務官(調査局長) 小林 行雄君

文化財保護委員長 高橋誠一郎君

文化財保護委員 森田 孝君

文化財保護委員 森田 孝君

大蔵事務官(主計官) 大村 筆雄君

文部事務官(管理局振興課長) 北岡 健二君

専門員 石井 勲君

専門員 横田重左衛門君

四月三十日

委員松浦周太郎君、戸叶里子君及び中村高一君辞任につき、その補欠として田中久雄君、松平忠久君及び小

林進君が議長の名で委員に選任された。

同日 田中久雄君及び松平忠久君が理事に補欠当選した。

同日 同月二十八日 公立学校教職員の政治活動制限反対に関する請願(櫻井奎夫君紹介)(第四六九一号)

元海軍工廠工員養成所補修科卒業生の文部省学歴認定に関する請願(辻文雄君紹介)(第四七三三三号)

教職員免許法の一部改正に関する請願(中村梅吉君紹介)(第四七三三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

連合審査会開会に関する件

へき地教育振興法案(内閣提出第一三二二号)

文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二七号)

私立学校職員共済組合の助成問題に関する件

○辻委員長 これより会議を開きます。

去る二十八日厚生委員会より、当委員会に付託中の学校給食法案に対し連合審査会を開会の申入れがありまし

た。厚生委員会と連合審査会を開くに決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議ないようでありま

すから、その日時は委員長に御一任願うこととし、連合審査会を開くことに決します。

○辻委員長 この際、小林進君より一

身上に関する緊急質問の申出がありま

すから、これを許します。小林進君。

○小林進君 私は委員長に緊急質問をいたしたいと思っております。

実はこの問題は、期日を明確にいたし

ませんが、新聞紙上に伝うるところによれば、去る三月二十八日というこ

とであります。そのほんとうの期日は

一、二日のずれがあるかもしれませんが、二十八日を前後とする両日の間に

おいて、衆議院文部委員長の辻寛一な

る者が、同じく衆議院の文部委員であ

る右派社会党の小林進、並びに文部委

員ではないが、左派社会党の山田長司

両君を懲罰に付すべしという申請を、

衆議院議長に提出したということが報

道せられていましてあります。私はこ

の両名のうちの、いわゆる懲罰に付す

べしという申請を受けた被害者の一人

たる立場から、委員長に質問をいたし

たいと思っております。

そも、わが日本の国会が始まって

以来、委員会においてあらゆる騒乱、

騒乱が起きた前例はなしとしないので

あります。しかしわれ／＼の調査に基

けば、往々委員会の議事が円滑に進捗

せず、また騒乱あるいは騒乱等の事件

が起きた大半の理由は、一に委員長が

その議事の運営に当を得ないというこ

とが理由となつておるのであります。

しかし、それはそれといたしまして

も、わが日本の憲政史上そうした委員

会における騒乱事件あるいは暴行事件

等について、委員長みずからが自己の

所管をいたしております委員会の委員

の懲罰の申請をしたという前例は、

は、かつてないのであります。私が詳し

く調査した結果によりますれば、やや

かに類似の一つの例として、たしか

とが理由となつておるのであります。

しかし、それはそれといたしまして

も、わが日本の憲政史上そうした委員

会における騒乱事件あるいは暴行事件

等について、委員長みずからが自己の

所管をいたしております委員会の委員

の懲罰の申請をしたという前例は、

は、かつてないのであります。私が詳し

く調査した結果によりますれば、やや

かに類似の一つの例として、たしか

昨年二月の二十三日だと記憶をいた

しておりますが、当時予算委員会にお

いて、委員長は太田正孝氏でありま

す。昭和二十八年年度の予算の通過を

目途にいたしまして、そこでやはり太

田委員長が議事の円滑を欠いたために

相当の騒乱事件が起きた。その席上

へ、たゞ／＼委員にあらざる自由党の

本間何がしという議員が闖入して来

た。たしか酒を飲んでたこと記憶いた

します。そして委員会で相当に抗議を

申し続けておりました改進黨の中會根

委員をつかまえて、中會根委員のネク

タイを持つて首を締めるようなかつこ

うであります。中會根委員は、たしか

か、その点の真偽は明らかではござい

ませんが、そういう事件が起きたとき

に、ただちにその席上において、中會

根君を中心とする改進黨、左右社会党

の諸君が、委員長に対し、本間俊一君

を懲罰に付すべしという強い要求を出

した。太田正孝氏はその旨を議長に申し

入れた。当時の議長は大野伴陸氏で

ありました。議長は外出して通じな

かつたから、副議長の岩本信行氏にそ

の旨を伝えて、そして副議長の方から

事情調査の上何らかの処置をしたいと

いう口頭のお答えがあつた、それだけ

をひとつ中會根君以下の委員諸君に申

の旨を伝えて、そして副議長の方から

事情調査の上何らかの処置をしたいと

いう口頭のお答えがあつた、それだけ

をひとつ中會根君以下の委員諸君に申

し伝えておく、こういうような事案が

一つ起つたことがある。これは委員諸

君から大いに要求せられたから、両者

の間をとつて、太田正孝氏が委員長と

しての案に巧みな手段をとられた、こ

ういう例がある。それ以外に委員長が

自己の所管する委員会の委員を懲罰に

付すべしなどという申請をした例はか

つて一つとしてない。にもかかわら

ず、わが文部委員会においては、辻寛

一君は一体どういううらみがあるの

か、何の含むところがあるのか、自己

の所管する委員会のこの小林委員を懲

罰に付すべしといううらみがあること

を、公然と書類をもつて議長に申請をした。

これはまことにわが憲政史上かつて前

例のない新しい例をつくり上げたもの

である。こうした新しい問題について

は、将来の例となることであります。か

ら、そういう重大問題はすべての法案

の審議に先だつて十分遺憾の事情を明

らかにして、将来に禍根を残さないよ

うにして行くのがわれ／＼国会議員の

重大なる責務であると思ふ。この意味

において緊急質問をするに至つたので

あります。もつともわれ／＼は、こ

の問題はなおさかのぼつてただちに質

問をしたかつたのであります。わが

文部委員長は、教育二法案が上程され

ているときにはあれほどまで、昼夜兼

行とまで言いたいくらい文部委員会を

開いて、われ／＼をして非常に過勞なる労働に従事せしめた、八時間労働とか何とかとどこではない、勞基法違反のようない、ああいう委員会を開いて精神的肉体的に過勞なる労働をさせた、ところが一旦その教育二法案が本文部委員会を通過するや、委員会を開かず、わが国会議員の職務を遂行すること困難ならしめた。それで私はわが左右両派の理事を通じてしば／＼督促して来たが、委員長は病氣だとかあるいは疲れて寝ているとか、そういうことを一、二口にしたのでありますが、この国会の会期は何時といつても百五十日、その間において重要な文部行政を審議するという過程において、そんなに二週間、三週間を要する長期の病氣であつたら、ただちに委員長は辭職して他に委員長を推挙するべきであるにもかかわらず、病氣で寝ておつて委員会も開かない、なおかつ委員長の職は失いたくないといつて、委員長の職にとどまりながら委員会を開かない、こういう言辭道斷なる行為をしておる。従つて私もついでこの問題を今日まで提案するいとまがなかつた。前回の委員会でもやろうとしたら、ビキニの水爆問題で参考人を呼んでやるからしばらく待つてもらいたいということで、今日辛うじてこの緊急質問をする時間を与えられたというわけでありませう。

私の緊急質問はあとにせよというような、さま／＼な卑怯なる言辭を弄して、いよいよ国会に前例のないような重大問題をみずから起して、自分の所管する委員会の委員の一人身上に關する重大問題を輕々に措置をしておいて、しかもその緊急質問をあ

とまわしにするなんというところは奇怪千万である。まさに文部委員長の資格がゼロといわなければならぬと私は思うのであります。

その問題は別にいたしまして、いやしくも国民の輿望をになう国会議員の末席を汚している者を懲罰に付するなといふようなことに對しては、これは委員長は重大なる決意と、重大なる理由があつて、私はなされたものであると思う。一体いかなる理由で、この小林進を懲罰に付せられたか。懲罰という問題は、まさに世間一般から言へば、その人を刑事罰に付すると同じだ。前科者にすると同じなんだ。重大なる問題だ。これを懲罰に付するなどの信と、信念と、いろ／＼私は理由とをもちておやりになつたと思うのであります。が、いかなる理由で、一体この小林進を懲罰に付せられたのか、私はわからぬのであります。私は文部委員長から懲罰に付せられた理由を遂に聞くに至らなかつた。わが党からも理事を出しておらず。わが党の理事を通じて、委員長はこのような理由で君を懲罰に付するといふ了解事項を聞いたというやうな話も私は承つていない。いやしくも文部委員会なら文部委員会を開いて、あるいは他の委員会を開いて、これは委員長のみの委員会ではない。理事あり、委員あり、相助け、相協力し合つて、初めて国会の審議が円滑にできるのであります。私は野党、あなたは与党、立場は異にいたしますけれども、私は文部委員として一日といえども委員長に協力せざるべきなし。このように私は大いに協力をし、大いに援助して来た。この委員

会において、教育二法案を初め、諸多の法案が通過したのは、一にこの野党があつたからだ。与党だけでは、決して法案は通過しない。われ／＼健全な野党があつて、審議の妙を尽し、運営の妙を尽し、協力を尽したからこそ、この法案が国家百年の正しい言論と、正しい主張のもとに、批判解剖せられて、なおかつ多数決によつて衆議院を通過し、今参議院を通過せんとする空気ができ上つて来たのである。まさにこうした委員会における法案の審議の過程においては、われ／＼野党、特に小林進の協力などというものは、委員長感謝するに足る重大問題だ。それを何か委員長は、与党だけあれば、法案の審議はできるのかとよく考へて、私に對する一言の感謝の辭なくして、私を懲罰に付するといふからには、私は重大なる理由がなければならぬと思うのであります。しかもその懲罰に付するに際しては、今申し上げますやうに、一言の了解もなければ、一言の連絡もなく、まさに昔のスパイ、刑事と申しますか、おまわり、捕手役人、そういう腐つた連中の腐つた根性と同じなんだ。人の處をついて、人を陥れて、もつて満足するといふ、実に下劣な心情のやり方だ。そんなことで文部委員長の職責が全うせられると思つたら、これは大きく恥じてもらわなければならぬと思ふのであります。そういうわけ、今日まで私が懲罰に付せられたその理由は明らかにされてない。何で一体懲罰に付したか、理由は明らかでないのではありませんが、第一の緊急質問は、何で一体私を懲罰に付せられたか、その理由を承りたい。

ただ新聞紙上に報道するところによりますれば、あの教育二法案を審議をしております過程においては、何でありますか、三月の二十日でありませう、国会内部において、文部委員会において、やや委員諸君が難詰をした問題が一つあつた。それからいよいよ委員会において教育二法案が通過するといふ二十五日にも、文部委員会においてやや正常な状態でない形ができ上つた。聞けば——これはまあ新聞紙の報道するところでありませう、委員長が私を懲罰動議に申請をせられた理由として……委員長、君に言つておるのだから聞いていたまへ。

○辻委員長 よく聞えております。○小林(進)委員 その二十五日、聞くところによれば、文部委員会の二法案の審議にあつたつて、何かぼくが暴れて、議事の進行を阻害したことをもつて私を懲罰に付されたといふふうな漏れ承つておる。あの二十五日の深夜から二十六日の朝にかけて教育二法案が通過したのであります。あの場における私闘事件に對して、もし私がその責任を負うて、私を懲罰に付するといふのであるならば、まさにその理由たるや言辭道斷であるといわなくてはならぬ。これはまさに耳をおおつて鈴を盗むごとく、どろぼうは小林にあらうして委員長であり、委員長に味方する与党の諸君であるといふことを申し上げなければならぬ。「どろぼうにも五分の利か」と呼ぶ者あり。委員長、しやべらせないやうにしてくれ。そも／＼あの二十五日の文部委員会においては、われ／＼はいやしくも法案の審議も最後に来た、いわば改進黨、自由党の修正案も出ておるのであるから、その修正案に對する質問をわれわれにやらしめて、重要な法案は重要な法案なるがごとく、質問に万遺漏なきやうに、完全なる形においてこの法案を審議し採決をしたい、こういう意味においてあの常任委員長室において理事會を開いた。理事會を開いて、そうして二十五日の文部委員会の議事の運営をいかすべきかといふやうなその相談をしたときに、いやしくも委員長を初め自由党の理事諸君は何と言つたか。この理事會で話がきまらなければ、委員会へ行つて採決をして議事の運営をきめようじやないか、こういう申し入れをした。「あたりまえのことじやないか」と呼ぶ者あり。そんなことはあたりまえじやないのだ。今までわれ／＼は各委員会、委員会を開く前には必ず理事會を開いて、そうしてその日の日程に對する議事運営の相談をするのであります。この理事會の最もモデルとするのは議運でありませうけれども、まあ議運は別といたしまして、ほかの委員会、予算においてしかり、農林においてしかり、通産においてしかり、あらゆる委員会において、少くとも理事會で議事運営の話がまゝまらないうで、そのまゝ委員会に入つて多数決で議事の運営をはかるといふ前例はありません。「行政監察であつたじやないか」と呼ぶ者あり。これは行政監察でやりません。やろうと言つたけれども通らなかつた。それを文部委員会において初めて、理事會の議事の運営をきめようといふて、多数決で運営をきめようといふ、これも国会運営上初めての先例をつくつた。わが辻文部委員長は、この文部委員長になつて何年か知らぬけれども、国会におけ

幹部、国会対策委員長、書記長、左派社会党の八ッ板国会対策委員長あるいは総務会長、こういう三派四派の幹部諸君、改進黨しかり、そこで幹部会を開いて、二十五日から二十六日の朝に至るこの委員会の騷擾事件は、あはれた問題はたれ一人個人が悪いというのじやない、たれ一人悪いというのじやない。〔松沢病院に行け〕と呼び、その他発言する者多し〕委員長、出せよ、発言中だ、私は、出せよ、こんなの。発言中だ。

○辻委員長 御質問を進めてください。簡単に願います。

○小林進委員 しやべつてるじやないか。君は自分の党に発言を許しておる。これは何事だ。そういうことで、二教育法案という重大な法案を通過させる意味において、きょうのこの問題は水に流して、自由党にも懲罰に値する連中は山ほどある、改進黨にも懲罰は山ほどいる、左右社会党にも……

〔改進黨にはおらぬ〕取消せ〕と呼び、その他発言する者多し〕文部委員会に来てあはれておる……。

〔名前を言え〕と呼び、発言する者、離席する者多し〕

○辻委員長 お静かに。

〔いい加減にせい〕と呼び、その他発言する者多し〕

○辻委員長 御静粛に願います。御静粛に願います。あとで話をいたしませよう。

○小林(進)委員 改進黨にも懲罰に値する者がある、左右社会党にもおる。

〔でたらめだ〕と呼び、その他発言する者多し〕

○辻委員長 小林君、小林君、委員長に對しまする質問の要旨はもう把握いたしましたから、いつでもお答えいたしますから、大体にして御質問を終つて下さい。

○小林(進)委員 そんなことあるもんか。自由党にも懲罰に値する者がおる、いるがその問題は互いに水に流して、左右社会党からは自由党や改進黨に對する懲罰はやらぬ、自由党も改進黨も左右社会党に對する懲罰はやらない。そうしてこの問題はすべて水に流して、懲罰動議などという問題は出さないことにしようという申合せがあつた。(衆言する者多し) そうしてもらいたい、こういうことでわれ／＼自由党や改進黨の諸君に對する懲罰の動議は出さなかつた。出さないでいたにもかかわらず唐突として君たちの方は幹部間の申合せを主として申合せさすがに君たちの方の小澤君なりあるいは佐藤榮作君なりほかの諸君は、やれないものだからやらなかつた。やらなかつたが、あにはからんや文部委員長たる君が、そういう四党間の申合せを踏みにじつて、この小林進を懲罰動議に付することになつたのである。これは突に政黨間の道義をなくした行為であるといわなければならぬのであつて、私はその理由を明らかにしていただきたい。委員長が、かつて前例のないような所屬の委員を懲罰動議に付す、あるいは政黨間の申合せを踏みにじて懲罰に付する、あるいは理事に對してその委員の運営の手續をするといふような、そういう手續をも蹂躪するといふような、出てます／＼奇々怪々、めちやくちやな国会運営方式をせられるといふことは、われ／＼委員の

みならず国会議員としてはまことに了承できない重大問題である。しかも委員長は、了承を得ないのかつてに新聞発表をするものだから、全国の人々は、小林代議士——懲罰動議というものはあらゆる人がかけられるものだから、これはふしぎとするに足らぬけれども、あなたは文部委員をやりながら、あなたの所屬している委員長によつて懲罰の動議を受けるなどということは、これはどうもまことにふかしきだ、あなたはそういうことをやつたのだといふように、私は至るところでその理由を問われるのであります。だからその理由を述べるのに苦しむ。だからそういうようなことは明確にしていただかなければならぬ。しかもだ、委員長たる者が、前例を破つて、自己の主管している委員の懲罰の申請をされるくらいでありますから、その申請が必ず通つて小林進は懲罰に付せられることは、これはもう確信を持つていられると思う。確信のないことをあなたはやつたのであるか、それをひとつ御答弁を願いたないのであります。おそれ、必ず小林進を懲罰に付してその目的を貫徹する、貫徹せざるならば、省みて委員長みずから責任をとつて文部委員長をやめる、私はこれくらいに深い決心でおやりになつたと思う。人に死刑を宣するやうなこういう重大な行為をされます以上、単に申請のしつぱなしにしておいて、これはまあよく行つてもよい、うまく行かぬでもよいなどというやうな、入をからかうやうな軽率な考えでよもやおやりになつたとは思わぬが、これが通らなければ、これは文部委員長の面目問題だから、欣然として文部委員長のいすを去つて責任をとる——いやしくも自己の委員を糾弾するのでありますから、糾弾通らぬ場合は文部委員長の席を去る、これくらいに決心は、私が言うまでもなくちやんと持つておるだらうと思う。私の懲罰は今通るか通らぬかわからぬ。通らぬ場合は——私が暴力を振つたという確証もなしに、当然私が委員の職責に基いてあなたに場内交渉をやつた、その行動がよからずして私を懲罰に付したといふことであるならば、これはあなたも責任をとつてもらいたい。(ニユース映画を見て来い)と呼ぶ者あり) あなたはこの懲罰がやり過ぎであつて、小林委員まことに申訳ないやと陳謝をされる意思があるのか。意思がないならば、いやしくも自分が委員長としての議事の運営の開始のためにこういう問題が起きた、長たる者は、その委員会においてどんな問題が起きておるやと、帰するところは委員長の不明のしからむるところであるから、泣いて同僚委員を懲罰に付するとともに、委員長みずからも責任を持つてその席を去るというものが、古今東西、わが日本の責任のとり方なんでしょうから、当然あなたは委員長をやめる決心でおられると思う。人を懲罰に付しておいて、やめな

いでのんべんだらりとして委員長席にとどまるなどという、辻寛一はそういうけちな男じやないかと私は踏んでおるが、その点をひとつ明確にしたい。きた。明確にして、ひとつ委員長はおやめになつた方がよしいと思うかどうか。いやしくも国会議員において、あなた方自由党の幹事長佐藤榮作君が、一千万円、三百万円、百万円と

いう金をもらつて、形のかつた国民の税金をもらつておるということが現われても、国会審議の過程上重大な問題であるから、いわゆる逮捕許諾に應ずるわけには行かない、改進黨の荒木萬壽夫君も、若干の金をもらつたかも知れないが、これも国会の審議上逮捕許諾に應ずるわけには行かない、こういうようにいたしておきなさい、われわれ社会党の代議士に對しては、こういうやうな委員会における重要法案の審議の過程において、われ／＼が汗水たらして質問をしたい重大なる法案でありますから、意を尽して疑問とするところはあくまでもただして、一片の疑念もないようにしてこの法案を通過せしめたいというわけで、質問時間を与えよと言つたにもかかわらず、委員長は質問時間を与えずに打切つた、こういうやうなことから二十五日のあの紛争が起つておる。あなたの言論の圧迫によつてあの二十五日の紛争が起つておる。國民大衆のために、真に国会議員としての審議の十分な発動を行わんとするわれ／＼の行為をかくも圧迫して、懲罰動議というやうな国会議員の一身上の名譽、地位を剝奪するやうな行為をやつておいて、それで一体どちらが重大問題であると考えておるのであるか。佐藤君のいわゆる逮捕許諾の問題と、私の懲罰の問題と、その比重を比較対照いたしましたして、お答えを願いたないのであります。同僚竹尾委員からもうやめるといふことでありますので、竹尾委員の預を立てて一応こ

れで打ち切りますが、委員長の答弁によつてはまた繰返して申し上げます。○辻委員長 小林君の御質問にお答えいたします。小林君は懲罰動議、懲罰動議と言われますが、それは錯覚でありまして、懲罰恐怖症に襲われておるやうなお言葉であります。私は議長に對して報告をいたしましたのであります。それは御承知と思いますが、国会法第二百一十一条の二項には、「委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない」という義務規定があるのであります。これは法文は適用しなればならないといふことは、まことに悲しむべきことで、おそらく前例はなかつたと思ひます。そうした意味におきまして、こうした法文に基いて、私が委員長としての責務上報告をいたさなければならぬといふことにつきましては、私もまことに遺憾に存じておるわけでありまして、

しかれば一体懲罰事犯があつたのかつたかといふ問題です。あつた場合には委員長は必ず報告しなければならぬといふ法文になつておりますが、とにかく教育三法案通過直前の二十五、二十六日のあの大乱闘事件でございまして、小林君はあの乱闘の渦中に大に活躍しておられましたから、詳細を御存じないかと思ひますが、とにかくあの乱闘の結果といたしまして、速記者が報を折られました、速記が破壊されました、速記者が首を絞められ、なぐられた、さき／＼なるところの事件がございまして、少くともこの乱闘のときにおきましては、自由党、日本自由党、改進黨の方々のみならず席にはつきりついておられましたから、あの御活躍をなさいましたのは、社会党の諸君の方が大部分であつたとは私は考えております。しかしあの事件といふもの

は、まさにあの中に懲罰事犯ありと実
は私個人としても思ひ、こゝういふもの
を懲罰事犯といわずして何をいふべき
かといふに思ひました。しかし、
どなたが南を折つたとか、だれが何し
たといふことは、私自身よく確認いた
しませんでした。中にはわが党の諸君
におきまして、小林君がどうかとか
とか言ふ人もいましたけれども、私自
身はよく確認しませんでした。しか
し、少くともあの大乱闘の中心人物と
してその主役を、小林君並びにいまお
一人委員外でありました山田長司君
が演ぜられたという事は、これは
当時あの席におりました社会党、そ
れから小林君一君を除く文部委員ひと
しくこれを目撃、確認をいたしておる
ところでございます。従ひまして、私
も確認いたしておる以上、放置してお
くといふことは委員長の責任に相なり
ますので、私はあの事態を報告いた
しまして、その乱闘事件の中心人物た
るものは小林君であり、山田長司君
であるといふことは、別項のごとく、
これを目撃確認した委員の名前を列記
いたしまして、かような状態であるか
らここに御報告を申し上げてその処分
を求めますという報告をいたした次第
でございます。従ひまして、私は誤を
のんで委員長としての責任を全うし
た、かように考へておるわけでござい
ます。

も、そういう文部委員会の中心人物で
あるといふことの確認については、い
やしくも左右社会党、無所属の小林君
といふ、この委員会において委員長に
協力して、法案審議に対して最もまじ
めな諸君、一番勉強しておる諸君が、
ひとつもそれを確認していないじやな
いか。委員会には出ておらぬで、わわ
つと出て来てわわつと騒ぐ連中、言つ
ちや悪いけれども、そういう連中が確
認したところで、へんばな確認じやな
いか。いやしくも文部委員長は自由党、
改進黨だけの委員長ではないのであり
まして、しかもあなたは左右社会党か
無所属を含めて全部の連中が選び出
した委員長なんだ。その委員長が単な
る一方的な委員の諸君だけの確認に基
いて私を乱闘の中心人物にするとは一
体何事だ。私は決して中心人物ではな
い。その名譽を私は返上いたします。
私は先ほども言うてゐるように、文部
委員会として議事の運営の仕方がよろ
しくないから、私は委員の当然の職權
に基いて、議事を円滑にやつてもらい
たいといふことを委員長席に申入れに
行つただけの話だ。それを監視の諸君
が私の体を抱いたから、やめる／＼と
それを追ひ払つただけの話だ。これを
払つたのは正当防衛だ。それ以外に私
は連記者に手一本触れたことはありま
せん。足一本触れたことはありませ
ん。絶対ありません。(ニユースに出
てゐるじやないかと呼ぶ者あり) ニ
ユースを見る。速調席を離れて、速記
者が全部いないところではやつてい
る。だからそういうようなことは、私
はその問題の証拠の云々を問うのじや
ないのであつて、なぜ一体はかの委員
の諸君の意見も聞いてくれなかつたか

といふのだ。田中君、君も確認した委
員の一人か。——それじや自由党、改
進黨だけの確認においてやつたのか。
私はそれを伺いたい。委員長は手続に
おいて不備があるといふのか。さもない
ければ、議長に対する報告において手
続上の不備があるといふことを委員長
は認めるか認めないか。なおかつ、自
己の行動に対して陳謝をやつてくれな
ければ私は承知できない。いいです
か、委員長、しからばいま一回その報
告書をや直し、もう一回修正し、ほ
んとうの報告書を出す気分があるかな
いか。あなたが議長に出された報告書
類があくまでも完全なものであるとい
うなら私は承知できません。いま一回
承りたい。私が中心人物であるとい
ふことの確認の仕方が私は氣にいらな
い。

○辻委員長 小林君にお答えをいたし
ます。あの騒ぎはあの一回に限りませ
ん。文部委員長いかに不手ぎわであ
りました結果何回もあつた騒動を起
しておられますが、その都度、中心人物
と云つては誰がおりますれば、その
主要なる役目をなさつた方は小林君で
あることは私自身が確認いたしてお
ります。しかもあの場合におきまして
小林君は先頭に立つておやりになりま
したことは、私自身、委員長自身がよ
くこれを承知いたしております。しか
もこの問題は委員会に諮つて決すべき
問題ではございません。私自身はさよ
うに確認いたしておりますが、しかし
それだけでは十分でないと思ひました
が、期せずして、他の委員諸君も一様
に小林君がその主要人物の一人である
といふことを確認されましたので、こ
こでやむを得ず出さざるを得なかつた
という結果になつておるのであります
が、手続におきましてはいささかの不
備もないと思つております。

○小林(進)委員 いささかも不備がな
いとおしやるが、私を主領である
言われたことは重大なる発言である。
いやしくも委員会合議制で行くべき
もので、一人の権力者がいて部下を統
率してやるという性格のものではな
い。合議の上で、納得の上で事を運営
して行くというのが委員会の建前であ
るにもかかわらず、あなたは自分自身
に対するいささかの反省もない。しか
もあの委員会において、委員外の議員
の諸君が乗り込んであつた乱闘のち
またにした、そういうことに対する反
省もない。そうして、文部委員会にお
ける法案審議の過程において、真剣に
この問題を審議して行こうという熱意
にあふれてゐる私自身を懲罰に付して
いささかの手続上の行き過ぎもない
というならば私は承知できません。しか
し、この問題は他の諸君も言つてゐる
からさうはこれで質問を打ち切ります
けれども、そういうような委員長に対
して私は文部委員会協力できない。
来るべき委員会においては戦法をかえ
てまたこの問題に關して私は審議を繼
続いたします。きようはこの問題を留
保いたしまして私の質問を打ち切りま
す。

○辻委員長 それでは、へき地教育振
興法案に対する質疑に入ります。高津
正道君。

○高津委員 僻地教育振興のための経
費の支出要求が累年盛んであつたの
に、昨年度においてもそれは僅少な額
にとどまつておるのであります。この

法案においても何ら積極的な予算措置
の裏づけが現われていないのであり
ますが、その最大の障害はいづこにあ
るかといふことを伺いたないのであり
ます。

○稲田政府委員 御指摘のように、僻
地教育振興に關する費用は決して
今日十分ではないのであります。けれ
ども、先般お答え申し上げましたよう
に、前年度においてなかつた費用も、
いささか本年度において新たに計上
した跡もあるわけであります。すなわ
ち、僻地教育施設整備補助費あるいは
研究旅費支給その他もあつた。し
勤務手当も多少増額いたしておるよう
な次第でございます。どこに障害が横
たわつておるかといふような点の御質
問でございますけれども、私ども別
にどれが障害というようなことは感じ
ないのであります。最近すでに国会におき
まして衆参両院で御要望もあつたよう
な次第でございます。この問題について
本年度においても、一層心強く
努力いたすつもりでございます。

○高津委員 僻地教員の宿舎建設費の
補助が非常に本年度においても少いよ
うであります。これは必要建築費
のどれだけを満すことになつておりま
すか。

○稲田政府委員 現状は御指摘のごと
く何パーセントとか何分の一とまで申
し得ないくらい少額なものでございま
す。新しい費用でございまして、年
年十一箇所、補助率二分の一という程
度で出資いたしておりました。持主の
点につきまして大幅に予算増額を考慮
いたしますときに、御指摘のように全

体についての計画を立てたいと考えております。

○高津委員 そうすると、この額で宿舍建設の完成見通しの年限ぐらいいはわかるのですか。

○稲田政府委員 根本的にどの程度宿舍建設をやるか、どの程度あつせんするか、どの程度地方の御協力を得るかというような点につきましては、この法案にありますように、僻地教育振興につきましては中央、地方を通じてこれから調査を十分いたすということになるわけでありまして、今そのめどがつきませんので、今日ただちに何年間をもつて充足する計画であるということとを言ひ得ないのをたいへん遺憾に考えております。

○高津委員 この法案には、僻地の児童、生徒の通学の点で対策を講ずるよう書いてありますが、それは、寄宿舎制度とかあるいはバスの料金を補助するとか、その他ということが考えられておるのでしょうか。

○稲田政府委員 第一は、季節的の分教場の問題だと思ひます。それから話がありましては宿舎があるいはバス、所によりましては船といったような問題がこれに付随して考えられる手段だと思ひます。

○高津委員 僻地においては養護教員などがほとんど配置されてないのが実情であります、特に医療機関に遠い僻地の対策をどのように考えておられるのでしょうか。

○稲田政府委員 御承知のように、僻地におきましては医療施設また医者、歯科医に非常に乏しい状況でございますので、現在地方におきましてもこの点非常に苦心せられて、あるいは

巡回診療というような班を組織するというような方法をとつておられるわけでありまして、この法案の企画いたしました衛生保健施設の充実という点につきましては、中央、地方を通じて、こういうふうな巡回診療班とか、共同医療施設とかいうような点につきましては今後努力いたしたいと思つております。

○高津委員 文化環境に恵まれていない僻地の教育の施設について、どのような対策を持つておられるのでしょうか。

○稲田政府委員 僻地の児童あるいは生徒は環境上非常に経験領域が自然狭く、そういうような点からいまして、視覚、聴覚というような点についての教材を特別に充足する必要があるかと思ひます。あるいはまた特別に修学旅行、見学というようなものも助成しなければならぬと考えております。これらにつきましては地方においても相当御努力になつておりますけれども、それらの教材その他につきましては法律案に基いて、今後中央、地方を通じて十分密接な連絡をとつて参りたいと思つております。

○高津委員 修学旅行などに対して、僻地の関係のものに対しては特別の補助を政府委員も考えておるといふ点は非常にけっこうだと思ひますが、法案の第二条に僻地の指定のことがあつておりますけれども、具体的に指定する場合にどうするのであるか。すなわち文部省が一手にやるのか、都道府県にまかすのか、そうして市町村の文部委員会が都道府県の文部委員会に申請して、それをまた文部省の方で裁定するというか、きめるというか、そういう

うようにやるのか、その手続などのことを承つておきたいと思つたのです。

○稲田政府委員 この僻地の指定と申しますことは、結局僻地手当支給というふうな点から實際問題としていたすわけでありまして、従いましてその基準は都道府県条例で大綱をきめておるわけでありまして、それに基づいて實際的の指定は教育委員会あるいは人事委員会等でした次第であります。そういうことした地方公務員の給与は国の教育公務員の例に準ずる性質のものでございまして、国の側におきましては、御承知のように、現在人事院におきまして、かつて大蔵省において用いておりました僻地所在官公署在勤職員の特殊勤務手当支給率というようにな基準がございまして、実際問題としてしましては、各地方が前に申しましたように指定します場合に、全国的に同一というよりは、地方々々の事情に即応して指定をしている実情でございまして。

○高津委員 僻地の定義ですが、九州などには大体少いが、今度は離島という言葉も入つております、以前から積雪寒冷地帯という言葉があるわけでありまして、その分はこの中に全部すっぽり入るんですか。

○稲田政府委員 いわゆる積雪寒冷地帯が全部この現実には僻地の指定を受けたりする地域に入るわけではありませぬ。これはその地域において食い違ひが現在ございまして。

○高津委員 第四条に都道府県の任務に關して規定がございまして、僻地教員の手当はたしか昭和二十三年、すなわち数年前の二千九百二十円ベース以來、あのときよりつとやつて、今日に及んでゐるのではありませんか、地域給と同様な方式に改訂して、手当の増額をはかるような考えを持つておられるのかどうか、その点をお伺ひいたしたい。

○稲田政府委員 特殊勤務手当につきましましては、昨年度と本年度と比較いたしますれば、およそ三分の一程度その単価を増しているわけでございます。お話を、これは地域給と同じように取扱うかという点でございまして、地域給はいろいろ論もあるわけでございます。今日全国的に物価の水準が平均化せられて来たという点からいまして、漸次これが本俸に繰入れられる傾向もあるように見受けられるのであります。それとこの僻地に關する特殊勤務手当というものは、おそらく今後は別に考えられて、かりに地域給というものが本俸に繰入れられるといたしましても、これはこれとしてその特殊性ということで適正を期して行かなければならぬものだと考えております。

○高津委員 各都道府県は現在実情に應じて僻地手当の増額を行つてゐる、その改善に留意しているのではありませんか、将来さらに改善を都道府県で行つた場合に、半額同庫負担法に基いて、実績の半額を支給されるのであるかどうか。

○稲田政府委員 今日のところお話を

ように考えております。

○高津委員 僻地の教育養成施設についてお伺ひします。僻地教員の確保は教育上実に重要な問題であります、従来僻地については正式に資格のない教員でもいたし方ないという考え方があつたものであります、この考え方はわれ／＼のとならないところでありまして、へき地教育振興法が出されたのはこの趣旨であるのであつて、僻地の教育を優遇することによつて、僻地こそ優秀な教員が行くというふうなことを実現させたいと考えておる次第であります。そこで僻地教員の養成施設について現在どのように政府は考えているかという点を明らかにしてもらいたい。

それと二点お伺ひしますが、この法案による教員養成施設は二級の免許状を持つところの正式の資格を持つ教員養成をねらつておるのか、もう一つは特例としての特別資格の教員養成施設をねらつておるのか、そのどちらであるのか、これをまずお伺ひします。

○稲田政府委員 この法律に基いて昨年、本年予算に計上しております僻地教員臨時養成施設であります、これはいわゆる現行法の仮免許状を与へまして教諭となる養成施設でありまして、一年間のものであります。これを目下御審議いただいております免許法改正案に關連して考えていただきますれば、当分の間その程度の養成を続けまして、将来これをさらに年限を二年に延長して、将来教諭として二級免許状を得しめるといふ計画になつております。

○辻委員長 世耕弘一君。

○世耕委員 私は簡単に二点ばかりお

六

尋ねたいと思います。それは僻地教育の問題について圖書の關係についてどういう方針を持つておるか。それから同時に文化施設として僻地において非常に適当と思われることはラジオの普及、それからそれに伴う蓄音機あるいは録音機の購入、こういうことが教員の待遇と相まって必要な施設ではないか、こういう点に関して今後大いに文部省としても研究をなさる必要があるのではないかと。それについて何か文部省に特別な機関を設けて徐々に解決をするのも一方法と思うのであります。具体的な問題としてどういふことを考慮されておるか、この点ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○福井府政委員 御質問の設備に対する補助については、教材費などにこれを含めて整備する目標を持つております。御提示のようなラジオだとか録音機というような名目をつけてそれにこの費用を充てるというほどまでまだ行つておりませんが、徐々に予算の許す限りそういうような御意向に沿ひたいと思ひます。

○世耕委員 教材費という漠然とした使ひ方によつて、かえつて弊害が生じて効果をあげていない。だからたとえ僻地におると、ラジオが非常な文化施設の一つになる。録音機があれば必要に応じてそのラジオの放送する項目の中でいいものを録音しておいて、それを生徒に聞かせる。あるいは中央においていい先生の講演なりお話を聞いてそれを録音しておいて、僻地へ行つてその録音を生徒に聞かせるということとは、いわゆる今日の文化機械を活用する一番近い方法であり、一番経済的である。こういうことは当然文部省の

もとに特殊な機関を設けて具体的に研究されてしかるべきだと思ひますが、こういう点についての御考慮があるかどうか。

○福井府政委員 今回の第五条に「文部大臣は、へき地における教育について必要な調査、研究を行い、及び資料を整備し、並びに前二条に規定する地方公共団体の任務の遂行について、地方公共団体に對し、適切な指導、助言を行なうなければならない」といふような項目をうたつておりますが、御趣旨については本年度もその御意思に沿ひたい意向で進めております。

○世耕委員 最後に申し上げたいことは、最近の教育改革並びに教育の普及等に関しまして、多くは先生の待遇、月給の値上げ、あるいは校舎の設備、あるいは寄宿舎というふうなことのみに偏して、ほんとうに教育内容を充実する方法についていささか関心が薄らいでいるように思われるのであります。もちろん教員の優遇並びにその方針の確立は無視すべきものではありませんが、それ以外に今日あらゆる文化施設を利用して児童を啓蒙することができ、しかもそれがきつめて少額の金でつづばに活用できる道が相当あると思ふのであります。この点について今後十分の御考慮を払つていただきたい、必ずしも教員の充実のみが全部の教育事業ではないということに特別な考慮を払つていただきたいという希望を述べて、私の質問を終ります。

○辻委員 小林信一君。○小林(信)委員 時間がないそうです。から簡単ににお答え願ひたいと思ひます。まず第一番に、この振興法をもつて

ほんとうに僻地教育を振興するといふ考えはおそらく文部省当局にもないと思ひます。要するにこれを土台として今後順次予算を多くつて充実して行かなければならぬといふような考えでいることも、私たちがうなずけるわけがございまして、しかし法案全体からいへば、町村長に訓政をするような法律にとどまつておる傾向があるわけが、僻地の要望するところは、地方財政が非常に窮乏しておつて、しかも教育の機会均等がそのために行われておらぬから、何らかの措置をしてもらいたいといふのが要望であるけれども、しかし町村がかく／＼のことをしなればならぬといふことを強要するにとどまつておつて、何らこれに対する政府の配慮といふものが今の法案ではな

いわけがございまして、将来の文部省の構想といふものをぜひともこの際承りたいのでございまして、そういう点詳しくお伺ひしたいのでございまして。あるといふ程度でもよろしうございしますが、お伺ひいたします。

○福井府政委員 小林委員の御指摘の、この法律案を実施すれば僻地教育振興策として十分であるかどうか、これはその土台として出したのだらうといふような意味のお尋ねであります。が、お説の通りこの法案を実施すれば僻地教育振興策として十分とは実は毛頭考えておりません。むしろ僻地教育振興のために第一歩を踏み出したといふ考えでございまして、今後速急に具体化しなければならぬ施策として目下研究を進めておりますのは、僻地学校員の研究旅費の支給、施設設備の整備

充実、寄宿舎、冬季分校の整備、僻地在勤教員の指定、育英資金の支給、巡回診療の完全な実施、通学の困難の除去などございまして、この法律案に規定された諸設備を国及び地方公共団体が着実に効果的に実施することによりまして、僻地教育振興のための礎を築き、この上にさらに新しいより力強い施策を積み上げて行きたいと考えております。僻地教育振興のための施策は、一方において僻地の諸条件の解消を他の行政領域の問題として解決するとともに、僻地の許す限り、教育上の施策をたゆまず実施しなければならぬといふ考えですので、一層この点について努力する考えであります。

○小林(信)委員 たいへん長く伺つたのですが、私のお伺ひするところは、町村はかく／＼のことをしなればならぬといふような法律の形にこだわるのではなくて、そういう町村に対しては政府は進んで予算を獲得して便宜をはかるというように、この法律が今組み立てられておるものに拘束されないかどうかをお伺ひしたわけなのです。それで当初文部大臣にちよつと住宅の問題についてお伺ひしたときに、われわれは相当な額を目標にしてたぐらん

いしたいのは、一番最後の条項でございしますが、県が僻地の実情に即していろいろな補助金あるいはその他の配分をあんばいしなければならぬということがありますが、県があんばいしようとしてしまつても、下から出て来るものがそういう形で出て来なければ何もならないわけがです。校舎の問題にしましてもあるいはその他の教材費、すべて僻地に対する配分率というものがいつても問題になつておるわけなのですが、生徒数が少いからといつて頭割で配分された坪数では校舎というものは建たないわけなのです。それで何とか一つの教室をつくらうとすれば、僻地の財政というものは非常に苦しいわけが

す。この配分というものをこの法律で何か基準を示して他の法律を拘束するやうな形が出て来ることを私たちは希望しておつたわけなのですが、この法案では県が配分しなければならぬといふだけなのですが、県に対して配分し得られるやうな措置を同として、今はとにかく将来は持つたか、あるいはもつとこの法律を丁寧に改正して、他の教材費の問題あるいは危険校舎の問題にしましても、それらに出ておるやう一般的な基準といふものをこの法律で、僻地に対するやうな余分な配分をするやうな拘束を持つて内容をつくるかどうか、その点をお伺ひいたします。

○福井府政委員 一番先のお尋ねの僻地に対する諸施策の総予算がどのくらいあれば目標が立てられるかどうかというお尋ねにつきましては、目下調べておりますので、早晚これができ上ると思ひます。

なお県が配分するといふいわゆる補正率と申しますか、その点につきまし

では、適正な補正率を定めるべくこれ
も研究中でございます。

○小林(信)委員 その予算の問題も、
いたずらに口外して将来に災いを残す
ことを御心配になつておられるかもしれ
ませんが、この前に申し上げましたよう
に、その片鱗でも見せると文部省に対
する信頼感が出るわけなのです。そう
でなくてさへ最近文部省の信頼がな
なつておられるのですから、この機会にこ
ういう構想を持つておられるのだとい
うことを国民全般に知らせるが一番大事
だと思います。そういうことが将来予
算を獲得する上にも重要なことだと思
います。しかしお示しにならないとい
うことはなしようがないのです。な
前住宅予算に対して九億九千万の予算
を考えておられることを言われたので
すから、次官にそういうことを文部
省で示さないというならむしろ次官を
無視しておられるわけで、次官も相当憤慨
していいと思います。しかし国の配
分の問題も、考慮することは非常に
心配なのですが、将来やるかどうかと
いうことをもう一ぺん御答弁願いま
す。

なお文部省におきましても大臣、政
務次官まつたく一位一体でありまし
て、無視されないようにきつて慎重な
注意をもつてやつておる次第であり
ます。

第三案の一項につきましては、僻地
教育の研究協議会とか、あるいはまた
各種手引き、参考資料の作成とか、あ
るいは僻地教育の研究指定校を定め
る、以上の項目についてそれ／＼予算
的にも考慮しておられるわけであり
ます。

○辻委員 小林進君。

○小林(進)委員 私はこの法案につ
いて質問をする前に、一応委員長に申入
れをしておきたいと思つてます。それは
この文部委員会が開かれてから、しば
らく文部大臣の出席を得たことがな
い。われ／＼はいつも文部大臣に緊急
重大なる質問を持つておるのであり
ますから、委員長は早速にねがわくば
きの午後からが一番よいのでありま
すが、文部大臣の出席のありますよう
に、ひとつ特別のごあつせんを願いた
い。きようはできないならしかたがな
いから、その次の最も可及的すみやか
な機会に出席を得て質問したいと思
います。文部大臣がおられませんか、政
務次官では間に合わないで、その点
は省略いたして、今の僻地教育の問題
について御質問をいたします。

私はこの振興法のできるときにはい
ささか審議に携わつたものであります
が、われ／＼がつくるときにはこんな
なまぬいお湯に入つたような法案で
はなかつたかと思つて、でき上つてみ
たらさつぱり効果がないのであります。
ところがこのたび修正案が出て来た。
反対する理由はないのであります。な
いのだが、賛成にしてもあまりなまぬ

いので、効果が少いということであ
ります。私はそういうことでははなは
だ不満であります。どうせやるならさ
ばさばとした男らしい法案を出してい
ただいて、いさ／＼少くも大膽に予算を獲得
してやるくらいな心構えを文部省は持
つてもらわねと困る。ということは、
今も言うように教育の機会均等の建前
から申しまして、こういう法案は教育
に対する根本問題だと思つて、これは決
してそんな簡単に考えるべき問題では
ない。これは教育の基本に関する重大
問題だと私は思う。そういうくつを
言つたつてしようがありませんから、
今はこの法律に基いてお尋ねします。
どうせ採決して今日は通過するのだそ
うでありますから、しかたがない、賛
成するのではありませんけれども、それ
にしても、一体これだけの法案をつく
て、それに予定されている予算が幾ら
か、一億七千万だ。さいぜんも政務次
官が言われたように、こういうことを
やる、こういうこともやる、箇条だ
けは十も十二も美辭麗句を並べられ
たがつてはまわるのは予算だ。幾らの
算があるかといへば一億七千万円だ。
造船の一般会社のリベートにも劣るよ
うな零細な金である。こういうような
もので教育の機会均等とか、僻地教育
の振興ができるかと私は思う。いささ
か突は嘆かわしい存在であると思つ
やるのならば、一兆円予算の中なんだ
から、義務教育にひとつとんと取上げ
て、一万トンの船なら十億くらいか
かるのですから、せめて船一艘分くら
いは僻地教育にまわされるべきだ。そ
れだけのことをやらぬで文部官僚と言
えるか。こういうような法案をつくり
ますと、一億七千万円は、結局これはほ

んとこの誘いの水に終つて、全部し
寄せは県下の町村に行つてしまふ。町
村にはありがたい僻地教育振興法案
などという法律だが、実際は、町村に
いせれば、ありがた迷惑だ。法律はつ
くりつばなしで、あとのし寄せはみ
んな町村に行く。それでなくとも市町
村の財政はもう破綻に瀕して、赤字に
次ぐ赤字だ。それをまたこの法律で、
新しいいわづかの補助金をもらつて、あ
とは全部市町村負担というような形に
なつて、ありがた迷惑で迷惑しごく
だといふことになる。そういうことの
ないようには、町村に迷惑をかけない
この法律を、しかもこの法律の通りに
一体どこまで遂行できるか。そういう
町村に対する思いやりが一体あるのか
ないのか、まずこの点を私は第一点と
してお伺いしたいのであります。

○稲田政府委員

先ほど来申し上げて
おりますように、現在といつたし
は、第一歩を踏み出したという程度で
あります。その遺憾を考へております
が、現在としては、御指摘のように約
一億七千万円程度でありまして、大部
分は特殊勤務手当と、それから僻地教
育施設の整備費補助でありまして、そ
のほか金額は少うございますが、それ
ぞれ研修、教育内容の充実、教員養成
という面に一わたりいろいろ／＼な目的を
考へておられるような次第でございます。
従いましてこれらは全部部分的補助で
ありまして、まづたく町村の財政負
担なしにはできない性質のものであり
ます。将来といつたしましては、先ほど
政務次官からお答えいたしましたよう
に、総合的の調査のもとにおきまして、
各般のことを考へたいと思つてお
ります。

○小林(進)委員 私も、結局こういう
法律ができるというところ、みんな町村へ
し寄せされて行くかと思つて、痛
しかゆすです。この法律自体の持つ必
要性というものは痛感するのでありま
すが、あわせて市町村がどうも痛めつ
けるのであるわけで、非常に困つてい
るのであります。この点はひとつ今
も言うように、出発したばかりであるか
らとおつしやいますから、そういう点
において了承しますけれども、どうか
三十年代の予算を獲得するときは、私
ども大いに御援助、御協力いたします
から、遠慮なしに、こんなものは一億
だとか、五億だとか、十億だとか言わ
ずに、これは教育の機会均等の基本に
関する重大問題でありますから、せめ
て百億とか二百億とかいう思い切つた
予算を出して闢る勢をつくり上げて
もらいたい。文部官僚も大蔵官僚も国
家の官僚にかわりはない。何かとい
うと文部官僚は、大蔵官僚に対しては
るえ上つておられるが、予算をもらえな
ければ仕事をしないというくらい決心
をして、もう少しふんばつてやつても
らいたいと私は思う。

それからいま一つ申し上げておきま
すが、この僻地教育の中心は、やはり
教育の機会均等という言葉で尽きるの
でありますけれども、一体こういう例
を御承知かどうか。たとへて言へば、今
町村合併が方々ではやつておつて、父
兄が、僻地でもできれば町へ／＼とつ
たがつておる。一体その区域をそれ
ほどまで広げて、実益がないにもか
かわらず市中へ合併したいとか、あ
るいは町へ合併したいとかいうが、ど
ういう理由なんですかということをお
聞きしますと、僻地が合併したがつてお

根本の理由は、教育だという。何といつても町の学校の方の設備がいい、何といつても市の学校の方が設備がいい、上の学校への入学、あるいは教材、児童の知能から学校の設備からすべて問題にならぬ、われ／＼は各町村合併して、そうして三里の道、五里の道といえどもなお遠しとせしめて市の学校へ入学させたい、これが根本の理由なんだ、こういうことをしば／＼聞くのであります、その具体的な例として、私も初めて遭遇したのでありますけれども、山の中のあるちっちゃな学校でいわゆる定員外と称して、貧乏な僻村が一箇年にその村の予算を十万円なり八万円なり、一番ひどいのは三万円組んで、定員外の教員を二人雇つておる。これは特殊な例外として、全部県や文部省の定員にないところの先生を雇つておる。子供がかわいいからというのでやりくりをして、特別の予算を十万円、十二万円組んで、そうして定員外の教員を雇つて教育をしておる。それらの学校があるのを一体御存じかどうか。なお承知しているとして、一体そういうものに対する救済策を文部省は考へておるかどうか。もし僻地教育などというのをあなた方が論ぜられるならば、現実にはそれまでやりくりをして困つておる僻地の町村に対して、一体この法律による救済策があるかどうかという点も私はお伺いをしておきたいと思つておる。御指摘のようないふことは、まだこちらの調査がそこまで行つておりませんので、今後その点は調べまして善処することにいたします。

○小林(進)委員 私は今も、言うように、教職員の定員定額制などという問題には、すでにそういうものを全部市町村へしお寄せされて、僻地にはそういう悲しむべき問題がある。その現実にはまたこの法律が出て来る。そうした定員外の教員を雇つておるうちに、またこの振興法でもつて町村財政は余分な経費を出して行かなくてはならぬというところで、だん／＼僻地へ／＼と新しいしわ寄せが入つて来ておる。いやしくもあなた方が教育に携わる者は、そういう実情に即して、何といつても僻村には経費の負担をかけないで、なおかつその子弟なりをりつぱに教育するという考え方でこの法律をつくつておらなければ困る。苦しみを増す苦しみをするだけではない。その一例として私はもういふ定員外のもくろみの話をしたのでありますが、どうか将来、われわれも努力しますが、あなたの方のもういふようなもくろみの定員をちやんと公認の定員に載せて、そうして教育がよりつぱにできるようにということ、この法律の成立にあつて私は十分考へていただかなければならないという点を申し上げておきます。

それから次にいま一つお伺いしたいと思ふことは、今は父兄の立場あるいは児童の立場から申し上げたのでありますが、第三番目には、赴任しておる教師の立場についてです。この先生の立場も、私が申し上げるまでもなく、十分ここで審議し尽されたことであらうと思ひますが、その教師の待遇の問題についてお尋ねをしたいのであります。現在全国で教職員がもつておる地域給の予算の総額は幾らか。またこれから新しく教員に支給される僻地の特殊手当といふものが、僻地手当として支給されるもの、その予算は一体幾らであるか、その総計をここでひとつ私にお尋ねしたいと思つておる。○稲田政府委員 現在特殊勤務手当を支給いたしております額は一億五千二百余万円でありまして、その半額を負担いたすとして七千六百余万円国庫から出しておるわけでございます。

ただいま御質問がありました地域給につきましても、五分から二割というようなもので考へてみますと、大体総額として二十五億程度と考へております。○小林(進)委員 私はここにまた一つの重大な問題があると思つておる。さつきも稲田政府委員がおつしやつたように、何か地域給も本給に陥没しちゃうとおつしやいましたが、そんなことはございせん。今まで五級地にわかれておりましたのが、一級地だけは確かに本給に陥没いたしました。あなた方はみんな一番最高の地域給をもらつておる組なんです。これをもらつてうれしくてしょうがないでしようけれども、あなた方が都会において最高二割から三割五分の地域給をもらつておる陰には、そういう僻地の山の中で、鳥も通ぬぬようなところで、たつた四百円から三百円差をつけられて教育に任じておる教員がいる。一体これで、その支給の仕方が妥当であるかどうか、これをひとつ考へてもらいたい。大蔵省の役人はともかく、文部省の教育に携わつておるあなた方としては、こういう問題を考へてもらいたい。私は思う。もちろん各県で半分あるいは半分

以上出しますが、九百円もらつておるところもあるし八百円もらつておるところもあります。しかし最高を見たところでは、その僻地の特殊手当というものはおそろく千円と出ておりました。地域的な、いわゆる地域給からなれば私はまことに微々たるものだと思ふ。こんなことで、地教育振興法でございまして、山の中へい教員をやつて、機会均等で山の子供も都会の子供も平等に教育させますと言つたところで、それは実は法文の体裁だけで、おかしくてそんなこと聞いたら、いられないということも私は言いたくなるのであります。まず教員は何といつても人でありまして、いま少しこういう僻地手当などというものと、これもあなた方は出せられたばかりとおつしやいましたが、いま少し差をつけて、せめては地域給ぐらゐの程度を僻地手当として支給するという心構えを、私は政府が提案なさるにについてはまず腹をきめてもらわなくちゃいかぬと思ひます。先ほどのあなたのお話のように、もう物資の交流もでき上つて、都会もいなかもそういう方面の差はないとおつしやる。私もその通りだと思ふ。むしろ地域給というものの必要性はそれほど痛感しておりませんけれども、各地区から非常に猛烈な運動が来るものでありますから、人事院総裁もこの国会の終末を待つて、国会の閉会中は予算もないから、うつかり勧告を出すと政府が窮地に陥るといふので、五月八日に国会が閉会すれば、五月八日に勧告するし、一箇月延びれば、延びた国会の最終日に地域給の勧告をして、大幅の地域給引上げをはかるといふことに人事院の腹はきまつて

いるらしい。あれほどまでに地域給に對しては熱を入れてかかつておられるけれども、僻地というものはほんのお休裁だけで終つておる。この点は、われわれも今後大いに僻地教員の手当の充実のために闘いたいと思ひますが、文部省も十分努力をするという熱意があるかないか、今の地域手当で満足するかどうか、ひとつ腹のはつきりした御返答をお願いしたいと思ひます。○福井(男)政府委員 御指摘の点につきましては、将来予算の許す限り、目標に向つて進みたいと考へております。○辻委員 他に御質疑はありませんか。――なければこれにて本案に対する質疑は終了したいと存じます。が、御異議ありませんか。○異議なし(と呼ぶ者あり)○辻委員 御異議なきものと認めます。本案に対する修正案が伊藤郷一君より委員長の手元へ提出されております。その趣旨説明を求めます。伊藤郷一君。○伊藤(郷)委員 私は提案者を代表いたしまして、ただいま議題になりましたへき地教育振興法案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。まず初めに修正案を朗讀いたします。へき地教育振興法案に対する修正案に修正する。へき地教育振興法案の一部を次のように修正する。第二条中「交通至難」を「交通困難」に改める。第四条に次の一項を加える。

4 都道府県は、市町村の行うべき
地学校に勤務する教員及び職員
の定員の決定について特別の考慮
を払い、並びにこれらの者の採用に
ついて必要な指導、助言及びあ
旋をしなければならぬ。

第五條中「対し、適切な指導、助
言を行わなければならない」を「対
し適切な指導、助言を行い、又は必
要なあつ、旋をしなければならぬ」
に改める。

第六條中「補助することができ
る」を「補助するものとする」に改
める。

次に、この修正の趣旨を申し上げま
す。

その第一点は、第二條の定義の「交
通至難」を「交通困難」に改める点で
あります。もと／＼僻地とはどういう
地域をさしているのかという点を明
確に規定することは相当にむづかしい
条件を含んでいるのであります。すな
わち国全体の観点に立つときは、北海
道、東北、あるいは長崎県、鹿児島
のようにたゞさんの離島を持つ県等
は、その道、県が国の僻地でありま
す。さらに道府県の中にも僻地があつ
て、その僻地性には相当の幅がござい
ます。また季節的にも冬季積雪のため
に僻地となるところもあり、距離は近
いが地形に妨げられている場合、ある
いは経済価値に乏しいために交通機
関に恵まれないというように、相対的
には非常に幅が広く、それに自然的、経
済的、文化的な諸要素の上に交通事情
がからみ合つておられますので、その基
準を定義づけることはなかな／＼むづか
しいのであります。しかし概括いたし
ますときは、交通条件に比例している

と考えられますので、この条件をあま
り嚴格に規定するときは、僻地の範圍
が狭められることとなりまして、この
法律の目的に沿わないことになりま
すので、できるだけ幅と弾力性を持たせ
るため、言葉は簡單であります。この
の意味を強く含ませましてその効率を
上げる趣意に出ているのであります。

次に第二点といつたしまして、第四條
に新たに第四項を起した点であります。
この理由は、市町村立学校職員の
定数につきましては、都道府県がその
条例をもつて定める範圍内で、市町村
の教育委員会が、都道府県の教育委員
会と協議して定めることになつており
ますが、その定数を、市町村内の各学
校の定員として決定するにあたりまし
ては、僻地学校については、その特殊
事情を十分に考慮に入れて決定する一
方、その採用については、都道府県の
教育委員会が必要なる指導、助言、あ
つせんをいたし、もつて地方教育委員
会と都道府県教育委員会との緊密かつ積
極的な協力によつて僻地学校の教育内
容の充実をはからせようというおらい
であります。

次に第三点といつたしまして、僻地学
校の教育事情の改善を促進させるた
め、第五條の文部大臣の任務に對し、
市町村及び都道府県を指導、助言する
だけでなく、さらに積極的に僻地学
校の通学条件の改善のため、たとえ
ば通学用バスとかボート等の購入のため
起債、あるいは児童の健康管理に伴い
ます巡回診療、または医薬の供給等
の場合、つとめてあつせんを要する
ものであります。つとめて修正するものであ
ります。

次の第四点は、第六條の国の補助に
つきましては、政府に確実な補助を行
わせるため、義務規定に修正したので
あります。

以上、この法案に對する修正の趣旨
を明らかにいたした次第であります。
○辻委員長 ただいま説明がございま
せんか。——ないようでありますので、
本案並びに修正案に對する質疑は終
了いたしました。

○高津委員 私は日本社会党を代表し
て、これより／＼地教育振興法案に對
する討論を行わんとするものでありま
すが、具体的に申しますと、本委員会
全会一致による修正案並びにその部分
を除いた残余の部分に對する賛成意見
の開陳ということに相なるわけであり
ます。

この討論を行うにあたりまして、本
日本委員会がこの重要な法案の討論を
行い、採決せんとしているにあたり、
いまだに大達文相が欠席していること
は、政府の僻地教育に對する熱意に疑
問を持つものがあるかとおそれ、これ
を遺憾とするものであります。

さて、政府を代表した本法案の提案
理由の説明を承つた場合、現下わが國
の教育におきまして、全国的に見て、
一般の場合と異なつた特殊な事情によ
つてその発展を阻害されておりますの
が僻地における教育であります。たと
え、その僻地教育の実情を認めていら
れますが、このことは近年、教育者ま
だ広く識者によつて指摘されて來たこ
ろであります。そして昨年の第十六
国会のこの文部委員会において、私た

ちが同僚諸君とともに僻地教育振興の
重要性を認め、僻地教育振興に關する
決議を全会一致で決議いたしましたの
も、この認識から出発したものであ
り、一つには僻地のあらゆる悪条件の
もとで、たつ／＼と教育愛に燃えて日
夜奮闘を続けている教員諸君の熱情に
こたえるためでありました。それはま
た教育の機会均等という近代國家の教
育政策の基本を生かす立場から、また
わが國の教育の発展向上という立場か
ら、また都鄙の差等を見ざる文化國家
の建設を志してという立場から、さら
に多量の林産資源、地下資源、水産資
源の包蔵されている地域に對する國土
開発という立場から、私たちの熱情を込
めて行つたものがあの僻地教育振興に關
する決議でありました。従ひまして、
この第十九国会においてこの／＼地教
育振興法案が提案されるに至りました
ことは、まず私たちの欣快とするこ
ろであります。

私たちは御同様に広く各地の農山
村、漁村、離島等にまたがつて僻地
を歩いて、他に比べてその交通の困
難なこと、経済の貧困なこと、さらに
文化的な後進性、沈滞性を現実になが
め、あまつさへ現場の教師諸君を初
め、当該学校のPTA及び当該自治団
体の役員等から、あるいは口頭で、あ
るいは通信文書で熱心な訴えを承つて
おります關係上、かかる環境のもとに
ある学校、教職員、児童生徒および僻
地教育一般に對し、政治が何らかの積
極的な手を打たねばならないことをい
やが上にも痛感しております。それ
だけに、本法案に對する私の期待は大
きかつたのであります。

しかしながら法案について見ます
と、必ずしも私たちの期待通りとい
うものではありません。それゆゑにこ
そ、この伊藤第一君説明にかかる全会
一致の修正案を見たわけでありま
す。この大小四つの修正が加えられ
たとて、大といつたときわめて小さい
改善にとどまるので、私たちは依然
として満足の上もなしと申すことは
できません。すなわちわが党は完全な
ものを要求しませんが、その完璧の
ものが不可能なときは、改善のものを
實現をはかつて、國家國民の現在及び
將來の利益にいささかも貢獻するこ
とが政黨の任務であり、責任であると
考えていますので、修正を加えたと
ころの本案に賛成する次第でありま
す。

同及び地方公共団体が、教育の機
會均等の趣旨に基き、僻地における教
育を振興するために実施しなければなら
ない諸施策を明らかにし、もつて僻地
における教育水準の向上をはかること
を目的としたところのこの法律は、全
文九箇条よりなつておりますが、規定
するところのその諸施策の実施は、例
によつて政令で定めるとなつていて部
分が多く、当局者の責任のきわめて重
かつた大なることを思ふざるを得ま
せん。願わくば政府、文部大臣、文部
局、都道府県当局、市町村当局並び
に各級の教育委員会が、当文部委員
の質疑応答のうちに表明されている僻
地教育振興の意図をくみとられ、學制
布かれて八十年間、最近年までほとん
ど忘れられた存在であつたかのごとき
僻地教育に對し、大なる同情、理解を
持たれ、あらゆる努力を傾注されんこ
とを希望いたします。

特に優秀教師の確保方策としては、

教師の生活の安定をはかるため、僻地教員の定員増を初めとして、教員給与諸手当の早急なる大増額、教員住宅の大幅な増設、教員の研究意欲を高め、僻地教育振興のための研修の機会とその経費を前より提供すること、僻地教職員の子弟に対する育英資金の補助ないし優先貸付など、ほとんど何人も到達している常識的結論でありまして、万遺憾なきを期せられたい。本法に伴う予算は、本日も稲田政府委員より、昭和二十九年一億七千万円かき聞き及んだのでありますが、そのうち一億円は予算修正によつて追加されたもので、僻地に今後建てられて行くことになる集会所の建設費の国庫半額負担となつており、これだけでも若干僻地教育に対する貢献となることを私は認めます。とにかく、私は一にも予算、二にも予算と叫び続けましょう。そして本法の通過実施を見るに至りたる後も、私は委員各位とともに、各級当局のなすところを見守るとともに、私に着想や所感がある場合には、これを進言するだけの熱意を持つていることを申し添え、大いなる希望を本法案に託し、ここに私の賛成討論を終る次第であります。(拍手)

○辻委員長 討論はこれにて終局いたしました。

これよりへき地教育振興法案並びに伊藤郷一君提出の修正案の採決に入ります。まず伊藤郷一君提出の修正案の採決を行います。この修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○辻委員長 起立総員。よつて伊藤郷一君提出の修正案は可決いたしましたし

た。次に、ただいまの修正部分を除いた

原案について採決いたします。伊藤郷一君提出の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○辻委員長 起立総員。よつて本案は修正議決いたしました。

この際田中久雄君より、ただいま修正議決されましたへき地教育振興法案に対し、附帯決議を付する旨の動議が提出されております。田中久雄君

○田中(久)委員 ただいま議決せられましたへき地教育振興法案に対し、同僚諸君の同意を得まして附帯決議を付する動議を提出いたします。

まずその案文を朗読いたします。へき地教育振興法案に対する附帯決議案

一、中央教育審議会に、へき地の教育事情を正確に反映させ、これが対策に資し得るような措置を速かに講ずること。

二、へき地学校に勤務する教員及び職員の特種勤務手当を、速かに大幅に増額して支給し得るよう必要措置を講ずること。

三、へき地の小規模学校を本校等に統合して、教育効果の向上を図ろうとするときは、その施設について、これを国庫補助の対象とする途を開くように措置すること。

四、へき地における教育の特殊事情並びにへき地学校の所在する地方公共団体の財政事情にかんがみ、集会所の建設だけではなくへき地の事情に即応するように校舎、寄宿舎の施設、設備についても、速かにその内容を整備するため、特

別な基準を設け、及び国庫補助、起債等についても特別な措置を講ずること。

以上であります。

○辻委員長 田中久雄君の附帯決議動議について採決いたします。賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○辻委員長 起立総員。よつて田中久雄君の動議は可決されました。よつて本案は附帯決議を付して修正議決されました。

なお本案修正議決に伴う委員会報告書の作成等については、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議がなければ、さよう決します。

暫時休憩いたします。午後二時半より再開いたします。

午後一時二十三分休憩

午後三時十四分開議

○辻委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事の補欠選挙を行います。田中久雄君、松平忠久君の両君は一時委員を辞任せられ、本日再び委員に選任されました。先例により委員長において両君を理事に指名したいと思ひますが、御異議がないようでありますからさように決します。

○辻委員長 原田憲君より緊急質問の申出があります。これを許します。原田憲君。

○原田委員 私は私立学校教職員共済組合関係につきまして、四、五點質問をいたしたいと思ひます。

昨年第十六国会におきまして、この委員会で議員養成のもとに制定されました、本年一月一日から実施せられま

した私立学校教職員共済組合は、全国四千数百の私立学校、七万教職員とその家族に重大な関係がございまして、ひいてはこれら私立学校に学ぶ百六十余万の被教育者にも影響を持つたが、国立学校振興上の問題でござい

ます。この組合の目的とするところは、すでに明らかなごとく、教育基本法第六条の精神にのっとり、公の奉仕者であり、その待遇の適正を期する方法の一つとして、国立学校の教職員と均衡を保つような共済制度を実施することであり、特に政府提出の原案に対して、第三十五条において「都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、組合の業務に要する経費について補助することができ」ということ、及び附則におきまして、私立学校振興会法の一部を改めて、私立学校の職員の研修、福利厚生等の事業を行う者に対し、その施設、事業等について必要な資金を貸し付け、または助成することと改めておるのでございまして、私立学校振興会からの私学共済組合に対しての貸付と助成の道を明らかにいたしておりますが、また本法制定の際、特に役員、運営審議会の委員の任命、掛金率、同及び都道府県の助成金について附帯決議をいたしております。以上の経過にかんがみまして、実施後四箇月を経過しております現在、私学共済組合の現状と運営等が法律制定の趣旨に沿ひ健全かつ公正妥当に行われておるかどうかという点を質問し、もし未解決の点があるならば、その解決をはかりたいと思ひまして、本日政府、特

に文部省、大蔵省の担当官に質問をいたそうと思ひます。

まずその第一点は、現在私学共済組合に加盟してある学校数と教職員数はどのくらいであるか、また附則第二十二項により適用除外を申請して厚生年金または健康保険に残つた学校数及び教職員の数がどのくらいあるか、お尋ねいたします。

○北岡説明員 第一の、適用除外になつております学校数及び教職員数を申し上げます。大学におきましては三十八校で一万一千二百五十二名、短期大学におきましては十六校六百八十九名、高等学校、中学校、小学校等において四十一校の二千八百六十六名、幼稚園が四十五園で二百六十八名、各種学校が六校で三百三十二名、合計しまして一万四千六百七十七名、百四十六校でござい

ます。それから、ただいま申し上げましたのは適用除外の学校でありますが、加盟したして手続を終つておりますものが、大学七十校八千二百三十三名、短期大学九十一校二千二百七十三名、それから高等専門学校、中学校等が八百七十校、二万七千二百六十六名、各種学校が二百六十四校で、三千五百六十六名、幼稚園が二千二百一十一名、一万二千二百三十三名でござい

ます。○原田委員 この私学共済組合ができてから、なおかつ適用除外を申請して厚生年金または健康保険に残つておる学校が相当数まだございしますが、これはおそろく私学共済組合に比べて厚生年金や健康保険の有利な点があるからであると思ひます。質問を簡単にいたすために、その点についてこちらから申し上げますが、厚生年金に対す

る国の補助率は、今度の改正で百分の十五である。ところが私学共済の方は百分の十である。掛金率は百分の三十で、私学共済の千分の七十八に比べると著しく低い。また六箇月以上二十年未満であつても、組合員が死亡したときは遺族の給付が行われるが、私学共済にはそのことがないという点がある。私学共済の方が不利であるというところから残つておると私は推察いたします。そこで私学教職員の掛金率は発足当時となつていたのか、定款ではどうなつておるかということをお尋ねいたします。

○北岡説明員 私学共済の掛金率は、短期給付におきましては千分の五十八で、折半負担であります。それから長期給付は千分の七十八という計算になつてございまして、但し組合発足の當時におきまして、この掛金率でそのまゝ実施いたすことを、暫定的に別の措置をとりまして、昭和二十九年一月から三月までの掛金につきまして、短期給付の方は規定の通り千分の五十八にいたしました。長期給付の方におきましては千分の六十二に下げました。そういう実情でございまして。

○原田委員 その一月から三月まで長期給付の掛金を引下げた理由はどのような理由でございまして、またその中に国の補助、都道府県の補助、私立学校振興会の助成はどれほど見込まれておりますか。

○北岡説明員 お答えいたします。長期給付を千分の六十二に下げましたのは、共済組合の掛金を担当する私立学校の教職員及び折半負担をいたします学校法人が財政的その他の状況から非

常に窮乏をいたしておりますので、従つて一挙に千分の百三十六というようにな負担をいたしますことは、非常に負担過重になつて困るというふうな状況がございまして、もう一つは、掛金率を算定いたしましたつきまして、先ほご申し上げたような適用除外等の制度がございまして、組合員の実際状況の把握について、発足前においては正確を期したい点がございまして、それで、長期にわたる千分の六十二という考えをとりまして、短期につきましては、これは他の共済組合の実例等からして、最低どれほどあるかというところは一応想像がつきますので、そういう制度を一つ、負担軽減というふうな気持ちの方は長期の方においてのみにいたしました。そうしてその千分の百二十にいたすについては、国の補助の増額とか、あるいは振興会の特別の助成とかいう点につきましては、特別の考慮を払わずに、一応未確定の要素に對するものとして暫定的にそういう措置をとつた次第であります。

○原田委員 その未確定の分のために暫定的にそういうことをしたということとでございまして。最近全国の私立学校あるいは私学連連というふうな団体から、掛金の暫定措置の延長、また都道府県からの補助金の未確定のもの、確定、それから私立学校振興会からの助成金の確定を要請して来ております。本法の制定の趣旨、法律の内容から見ても当然のことと思ひますが、文部省あるいは大蔵省ではこれらのことについてどのような努力を払つておられるか。また学校法人と組合員の掛金率については、長期、短期と合せて千分の

百二十とするよう国と都道府県の助成を大幅に要請することをわれ／＼は決議しておりますが、これについて大蔵省、文部省はどのような努力をされておるか。さらに厚生年金保険法の改正によりまして、国庫の補助が百分の十から百分の十五に引上げられております。私学共済に対する国の補助率を引上げる必要であると思ひますが、文部省はこれについてどういふ準備を行つておられるか、お尋ねいたします。

○北岡説明員 未確定な要素につきましては、共済組合を管轄いたしまして、組合員に實際になつた者について今その資料の整備をいたしております。これによつて財源その他の計算をいたして、正確なものにいたしたいという考えでございまして。都道府県の助成につきましては、文部省としても都道府県が助成して補助をしてくれますように依頼をいたしておりますが、昨年中においてはごくわずかな助成の確定がありまして、現在のところ補助がはつきりいたしましたものはまだわずかでございます。私立学校振興会からの助成につきましては、年度末において現実に剰余金という形で残りまして、千三百万くらい金額がございまして、このうち組合の発足の事務のために百万円の助成をいたしました。そのあとについては、それだけでは特にそれをもつて充てるだけの助成対象といふものはつきりいたしません。一応積み立てたまま残しております。

厚生年金の国庫補助率が十五になりました点については、厚生年金と他の社会保障制度との間に多少の性格的な

開きがありまして、私立学校共済組合としては、公立学校教職員の共済組合、あるいは国家公務員の共済組合等との関連もございまして、まだただちに十五の線を出すところまで考へておりませんが、何とかそういう方法が可能であるならば実現したいという考えでございまして。

掛金率の百二十を目途といたします点については、共済組合の掛金は、これが主たる財源になつて共済組合の給付が行われるわけでございまして、その給付に相当するだけの財源が必要であることは明瞭でございます。従つて掛金は給付に相応して掛金率がきまつて参るわけでございまして、一方では先ほど申し上げたような再計算の必要といひますか、そういう点がございまして、他方には国の助成、あるいは私立学校振興会からの助成、都道府県の補助というふうなものにつきまして、財源の目途がついてそれで引下げように参るのが適當かと考えます。ただいま申し上げましたような都道府県の補助、あるいは振興会の助成等については、何とかそういう道を拡張する線を進めたいという気持ちで努力をいたしておるような次第でござい

○原田委員 努力しているというが、具体的に都道府県でこのようにこの助成をやつておるかということについて、どのように努力を払われて来て、具体的にどのように現われて来ているかということをお尋ねいたします。

○北岡説明員 都道府県の補助につきましては、前年度中に都道府県で議決いたしましたものが金額にして八十二

万円程度でございました。大部分の都道府県においては、昨年度中にそのまゝの意思決定ができませんでした。それで本年度になりまして、補正等においてそれを考慮するというふうな約束といひますか、意思表示のありました県等が相当ございまして、まだ本年度に入つての議会というものが開かれておりませんので、今正確に財源として数え上げるといふところまでは参つておりません。今のところ未確定な状態のままであるというふうに御了解いただきたいと思ひます。

○原田委員 私の調査したところでは、今言われたように未確定ではあるけれども、大体補正できめようということについては、すでに千分の八程度を助成する見込みがあるものは、岩手、秋田、栃木、茨城、埼玉、岐阜、福井、兵庫、福岡、大分、愛媛、香川、それらから補助の意思があつて企画中のものが東京、静岡、愛知、京都、大阪、山口、福岡、鹿児島、それらのところまで至つておらないものがわずかにあと十八県ということになつております。そこで大体私は、これは各府県ともこの私学共済組合について助成する意思があるものと判断いたしておりますので、文部省としてなおせつかくできたこの共済組合法を確立するため努力を続けていただきたいと思ひます。

それから大蔵省にもよつとお聞きしたいのでございまして、われ／＼はこの振興会の方から幾分助成をできるようにということをやつておられるとありますけれども、聞くところによつて大蔵省では、振興会からこの共済組合に対してそういうものをしている

けないというような見解を持つておる
ように漏れ承るのでありますけれど
も、そういう事実はございませうか。

○大村説明員 私学振興会の助成につ
いてどういふ考えかという御質問で
ございませうが、その前に私も共済組合
の掛金をどうきめるべきかということ
について考えを申し上げますと、実は
社会保障制度につきましても、これは
各制度にそれ／＼の差異がございま
す。いまだにある程度の差異がござい
まして、先ほど御質問がございました
ように、厚生年金保険に対しては一割
五分、あるいは共済組合に二割とい
ふに違いがございませう。従いまし
て社会保障制度を進めて参りますにつ
きましては、できるだけ充実した給付で
もつて、なるべく安い保険率が好まし
いのでありますけれども、その差額の
国庫補助という点になりますと、ある
程度これは国家財政の負担の限度とい
うものがあります。従いまし、共済
組合の掛金につきましても、ある程度
横の社会保障制度との均衡というもの
を考えまして、なるべく均衡をとりな
がら制度自体も推進して行きたい、か
ように考えております。従いまし、
振興会から助成するにつきましても、
常に共済組合に入つております組合
員、あるいは私学の経営者の負担とい
うものをあくまで頭に置きながら、か
つ類似のほかの制度との均衡を考えつ
つこの助成という問題を考へて行かな
ければならぬのではないかと、こういう
点につきましても、こういう見地から
私も考へておるのでございませう。従
いまし、私学共済組合が充足してか
ら今まで約三箇月たつておるのでござ
います、当初は七万人入る予定であ

りましたものが五万人に減つておりま
して、この実績を基礎といたします
と、この掛金率がどのくらいになるで
あらうか、この実績を私も早急にお
出し願ふことをお願いしておるわけ
でございませうが、この実績を見まし
て、その実績と他の各制度との間のバラ
ンスを考へて振興会からの助成金を願
う、かように考へております。

○原田委員 それでは助成することは
いけないということではなしに、いろ
いろ調べてみた上でやれるものならや
るがいい、そういうふうな了解してい
いわけですか。

○大村説明員 さようでございませう。
○原田委員 私学振興会に現在相当な
資本金がございませうが、これらの職
貸付金とか、あるいは剰余金と一体ど
のくらいあるのか、それから私学共
済組合の方からは、剰余金が相当ある
からこれを助成してもらいたいと言つて
いる声が相当あるのございませう。そ
れども、今大村主計官に聞きますと、そ
れをいして行わないという理由はない
わけでございませう。

○大村説明員 さようでございませう
が、先ほど申し上げました通りに、
私学振興会の剰余金と申しましても、
私学振興会の目的は、これは御承知の
通り、私学の戦災等によつて廃止し
ております施設なり設備を充実させる
ことが目的でございませう。従いまし
て、昨年度は十五億、今年度は五億の出
資をしておりますが、なおかつ私学の方
としては、これをもちつと充実してほ
しいという要望もある状況でございま
し、これは剰余金と申しましても、私
学振興会の本来の目的から言へば、施
設なり設備の充実をはかるべきではな

いかという意見もございませうし、か
たがた他の類似の社会保障制度との均
衡もございまして、そういう点を勘案
しながら私学振興会の運営というもの
をやらなければいけないのじやないか
、かように考へております。

○原田委員 あなたの言われることも
わからぬわけではありませうが、こ
の前この法律をつくつたときに、それ
がわづ／＼できるように附則で——先
ほども申し上げましたが、振興会法
の一部を改正したのはそのために改正
したので。それで現在剰余金がおそ
らく二億四千万くらいあるのではない
かと思われまうので、そのうちの六千
万から七千万円程度ならば十分でき
ると思うのですが、大蔵省、文部省は
どういふご意見にお考えですか。

○大村説明員 私学振興会から共済組
合に助成することはいけないのだ、あ
るいはできないのだと申し上げてお
るわけではないのございまして、これ
は当然法律上もやれるようになってお
りますし、ある人はやつてさしつか
えはないと思うのございませうけれど
も、先ほど申しました通りに、私学振
興会の本来の目的、それから共済組合
に対する助成をいたします場合に、そ
の掛金率はほかの社会保障制度との
均衡というものを考へてやらなければ
いけないのではないかと、かように考
へております。

○原田委員 大体私の質問の要旨は終
つておるのでございませうが、問題は
三箇月にわたつてこの掛金の率を下げ
て現在まで至つておるということ、私
学共済組合をこしらへて、そうしてこ
れをりつぱに育て上げようという趣旨
からそういう暫定的な措置がとられた

のであらうと思ひます。そうしたなら
ば、やはり千分の百二十ということが
理想としてはもつともであるというこ
とについては、大蔵省も文部省も異論
はないと思うのございませうが、その
点についてはいかがでございませうか。

○北岡説明員 千分の百二十という点
につきましても、正確に申し上げますと、
先ほど申し上げましたように、組合員
の実態によつて計算をいたした上で検
討いたさなければならぬ。但し掛金
が低くなつて、そして教職員及び学校
法人がそれ／＼共済組合によつて与
えらるるりつぱな給付をふところの心
配なしに授けられるような線に持つて
行きたいということは、文部省とい
つても十分考へております。従いま
して当面の目標が百二十というふう
に掲げられておりますことについて、
やはり低いところをというねらいから、
百二十に含めて、そういう線にでき
ば持つて行きたい、それには財源の
他についてさらに努力いたし、先ほど
申し上げましたように、せつかくでき
ました私立学校の共済組合制度がふ
ところの心配なしに、その恩典にあ
ずかるようなふうに行きたいと思
ひます。

○原田委員 結局はあなたの言つて
おられるところも、やはりうまく行
つたら千分の百二十で、なるべく掛
金が少なくてこの制度が生かされ
たいと思ひます。現在の私学の先生
たちの給料を見ましても、公立の
先生たちの給料と比べたら、平均
均一万五千円と一万二千円という
ふうな三千円の相違がある。なおかつ
公立の先生たちには、そのほか家族
手当とか地域給とか、そういうもの
がありま

して、一万八千円近くまでなるとい
うふうな、相当な開きがある中で、
これだけの掛金をして行かなければ
ならないというところは相当つらい
ことであると思ひます。一方公務員
は、府県によつて補助されるが、私
学の方は、結局私学自体が行うとい
うことと私学にとつては相当つらい
こととあります。私学振興の意味から
いへば、国がこの法律をつくつて実
施した以上、国の方が努力するとい
うことは当然であると思ひます。先
ほど大村さんもおつしやいまして
振興会からの助成についても考へた
といふこととございませうが、この
三月間行つて来た千分の百二十を
一年間延長するといふことについて
お考えになりますか。

○北岡説明員 千分の百二十とい
ふは、現在暫定措置をとつてござい
ます。その率を一年間延長することに
ついては、すでに前からそういうこと
を考へまして、いろいろ検討いたし
ておりますが、何しろ共済組合にお
きましては財源という問題がござい
まして、経営に穴が明くというふう
なことになる面も一面では考へざる
を得ないと思ひます。従いまし、現
行の措置を引延ばして負担の軽減を
はかり、その間にほんとうに計算を
してやるといふことと、あるいはその
計算の結果、非常に高いものが出て
来るというふうなことになるので、
暫定的に、段階的に低いところから
事を運んで行くといふふうなことに
思ひますし、また考慮しなければなら

い点も多々あるわけでございます。そういうふうな点から、先ほどからおつしやる通りの百二十そのものずばりに行くかどうかまではまだ検討の余地がございまして、実質的にそういうことになる場合も考えられますし、形の上ではつきりそういふ線が定款に載せられる場合もありまして、いろいろ方法がございまして、まだ実は暫定措置につきまして、大蔵省の協力を得まして、その点について今いろいろ骨を折つて、少くとも御期待に近い線で、しかも監督といふ点から、共済組合自体の経営の大小その点について何ら疑点のないようなところに規定したいという気持で、組合の発足以来ずっと実はいろいろの方法を検討し、方策を研究してやつて来ておるような状態でありま

す。

○大村説明員 私ども一応百三十六という掛金率をつくりましたときには、これは公立の共済組合員の負担との均衡というものを考えまして、相当無理をして、努力をして、公立共済組合員と同じ程度の負担という意味で百三十六というものをつくつたのであります。そこで私ども先ほどから実績を出して来るのを待つておると申しましたのは、実は百三十六よりはる程度上まわるといふ見込みを持つておるわけでありまして、それを考えますと、ある程度府県の補助も期待できましようし、私学振興会の補助も期待できると思いますが、百二十というものはどうしても上まわるのではないかと。そういう点から、今ここで急に百三十六に上げられるのも困るとおつしやる私学側のお気持もわかります。従いまして、

そこらの中間の辺で暫定的にひとつやつたらどうであらうか、かようなふうな今このところ考えて、文部当局とも御相談申し上げて来たようなわけであり

ます。

○原田委員 大蔵省、文部省のお気持は大体よくわかりました。私たちがこの法律をつくつたものの考えといたしましては、やはり私学振興の意味から、掛金は少くして、そうして十分な給付も受けられ、それが働く教員たちの身分の上に非常な安心感を与えるということが目的だったのでありますから、この趣旨に沿つて共済組合を生かして行くことが望ましいのでございます。今の千分の百三十六とかいふものは公立学校との均衡もあるということでありまして、国の方は恩給法などの適用も受けておつて、これも掛金の率などは非常に少い。私学の方は全部自分たちがやらなければならぬ。もちろんそこには私学と公立学校との違いがあるものでありますけれども、今日私学の占める地位、教育上に果しておる力というものを考えるときに、われわれはできるだけその要望に応じて私学振興のために必要な額を払うべきだと考へるものでございます。結局私学側の要望、またわれわれの要望のように、掛金率を暫定的にこうしておいて、そうして府県の補助あるいは振興会からの助成の確立を見て、これで行けるとなつたらこうしろというのと、大蔵省の考え方からして、はつきりするもののはつきりした上で、下げられるものなら下げたい。助成するものなら助成したいという物の見方と二つの見方があると思ひます。私は私学側の考え方から、どうしてもこれを生かして行く第

一步といひまして、今暫定的にきめておるものを延長させて、その上に充て行つてから正確な率を出す。それがあつては千分の百三十六になるなら、そのときはやむを得ない。しかし現在の千分の百二十で置いておくことによって、必ずそれで行けるといふ見通しがついており、そのために私学振興会からの補助もいただきたいというところでございますので、文部省、また大蔵省の方でもこの際期間延長のことについて十分な考慮を払われることを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○辻委員 次に、文化財保護法の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。高津正道君。

○高津委員 本日は文化財保護委員会の高橋誠一郎委員長が御出席になつておられますので、この法案の審議にあつて、三、四点御答弁をいただきたいと存じます。

敗戦したといへ、わが国の持つ重要文化財たる仏像等の彫刻品、刀剣、あるいは絵画、あるいは典籍その他多くの貴重なる美術品が、終戦以来、果年太平洋を渡つて外国へ流れていくことは多くの人の知るところの常識かと存じます。それらがすでに多く太平洋を渡つたし、かつ渡りつつあるものに、国宝、準国宝的文化財が多いことは、新聞雑誌等にしばしば愛国的筆致で報道されていくところでありまして、文化財保護委員会委員長は、それらの事実なしと考へていられるか。これが第一の質問であり、第二点は、海外に流出するものありと認められるならば、従来それに対して何らかの防止措

置をとられたかいか。またそのとられたる処置はいかなるものであつたかをまず質問いたします。

○高橋（誠）政府委員 お答えいたします。終戦後特に国宝級の文化財でありまして海外に出てしまひましたものは刀剣でございます。これは終戦後警察当局の不注意と申しますか、大よそ四十五本の刀剣が所在不明になつたのであります。まことに遺憾なことでありまして、ただちに文部大臣から関係方面に交渉いたしまして、その返還を求めておるわけでございますが、なか／＼返つて参りません。これは文化財保護委員会設立以前のことでございます。文化財保護委員会設立後におきましては、重要な文化財、ことに国宝などに關しまして、海外に流出したものはまずなからうと申してよからうと存じます。常に注意を払つておるのでござい

ます。しかしながらほんとうに出てしまつたといふものを聞かないのであります。しかしながらおわれ／＼は流出をでき得る限りどうしたいという考へで、あらゆる手段を尽してございまして、税関その他関係官庁とも連絡をとつておりますので、ただいまのところでは、まずその危険はないように存じますが、なお十分の注意を払つて参りたいと存じております。

○高津委員 文化財保護法の一部を改正する法律案は、四六倍判六七ペー

ジの膨大なものであります。当文部委員会が扱つた法案中、まさに量において最大のものであります。これを調べて参りますと、文化財専門審議会を規定してあるところの第二十一条第二項のうちに「四 重要文化財の現状変更又は輸出の許可」というものが入つておりますが、審議会は、重要文化財の現状変更または輸出の許可について調査審議し、その結果を文化財保護委員会に建議することになつております。これは現行の文化財保護法になかつたものを新たに加えて、私が最初に質問した文化財の海外流出などを阻止する目的を果そうとされるものであるかどうか。

○森田（孝）政府委員 ただいまお示しの条文は、条文の整理で専門審議会の諮問事項を全部改正法案に列挙いたしましたので、従来あつた規定でありましたけれども、改正法案にも載つたわけでありまして。

○高津委員 現行法をこの改正案によつて改正した場合どのような利点があるのでしょうか。私は提案理由説明も、その補足説明もともに読んでみました。しかし頭の疲れでしうか、どうもつかみにくくて困つておりますが、そこでこの改正による利点を一つあげれば何か、三つあげれば何か、二つ通りの御答弁をいただければ、この膨大なもののどこに重点があるかがわかつて便利でありますから、どうぞその点をひとつ……。

○森田（孝）政府委員 一つあげればどれだということばちよつと申し上げにくいかもしれませんが、一番大きい点は、過去四箇年の文化財保護法施行の実績に照して、実情に離隔なしに今後行い得るという点であります。それで個別的に例をあげれば第一番は、従来史跡名勝天然記念物の条文は比較的条文がそろつておりましたが、国宝、重要文化財にあつては保護の条文があまりそろつていなかったため、これをそろえたのであります。

第二番は、史跡名勝天然記念物と欽業権その他の財産権との調整が十分できていなかった。これを私権の尊重を十分にはかるような措置を講じたことである。

それから第三番目は、民俗資料というものが法文にありながら、条文の整理が十分でなかったために、これを文化財保護委員会において十分に保護し得る体制を整えたことである。

○高津委員 私はいらうとで、専門的用語なしにお尋ねいたしますが、一般に軽く思っており、政府においても手抜きをしておることが往々見受けられることは遺憾のきわみであります。

政治の盲点といえますか、文化財保護の行政の面を見るに、たとえば深川の芭蕉の遺跡が突如として荒廃しておつて、かつその存在するところの周囲といひますか、環境といひますか、あまりにもひどいので、心ある外国人が東京都庁や著名なる新聞社を訪れて、この芭蕉の古跡の案内を頼んで、その現場に行つて、その状態に非常に驚くのが常であるといふことを私は聞いておるのであります。

この文化財保護法一部改正法律案は、この芭蕉の古跡のごときものを、もつと尊重し得るよう指し得る規定がどこかに入つておるのでないようかどうかといふことが一点。また保護委員会当局は、この芭蕉の古跡を近い将来に何とかもつと重大視して、何らかの措置を講ずる用意があらうかあるかどうか。この二点をお尋ねいたします。

○高橋(誠)政府委員 今回の法律改正のおもなる点の一つといたしまして、この管理団体というものが指定せられておるのでございます。これは先ほど

お話のありましたように、国宝もしくは重要文化財の所有者でありまして、あるいは貧困とか、あるいは文化財の所在地から遠く離れて生活しておるとか、いろいろな事情によりまして十分その管理の責めを果すことができないといふものが相当ありますので、それによつて荒廃を一層はなはだしくしているものがあるのではありません。たとえば海龍王寺のごとき、あるいは唐招提寺のごときのものであります。唐招提寺などは住職が兼務しておりますので、わざわざ行つてしまつておるといふようなことであります。その管理の責めを果すことのできない場合が多いのであります。そういうひとつの盲点とでも申しますか、そういう点から見まして地方公共団体そのほかの法人が管理する、あるいは修理する、公開を行う、あるいは規定を設けたのであります。これによつてたゞいま御質問のありましたような御懸念は、一部分除き去られることと存じます。

○辻委員 他に御質疑はございませうか。世耕一君。

○世耕委員 ちよつと簡単にお尋ねしておきます。文化財保存に熱中して公開といふことを忘れるようなことがあつては、私はほんとうの文化財保護の趣旨が徹底しないことになるのではないかと。こういう点について、新しい構想を何かお考えになっておりますか。

○森田(孝)政府委員 公開が必要であるといふことは、文化財保護法の第一條の目的に保存及び活用となつておりまして、文化財保護委員会の活動といひまして、公開は保護と同様に重要な点置いて参つておるのであります。ただこれは所有者の所有権との関係

で、従来は所有者がやる場合においては無条件であつたのでありますが、非常に専門的な技術を必要とするために、これが指導並びに助言を行い得る道を開きまして、これらをもつて盛んにすると同時に、保護の万全を期するような道を今度の改正法で行つたわけであります。

○世耕委員 もう一点お尋ねしておきたいのは、無形文化財というところには、公開、普及というところ、その目的があるのじやないか。その点についてどういふ構想をお持ちになつておるか。たとえば録音にするなら録音にした場合に、録音をどの程度に

おいて普及せしめる方法を講ずるか、これは一例であります。

○森田(孝)政府委員 無形文化財につきましては、御承知の通り人によつて身につけられたところの技術なり芸術でありますので、これらにつきましては、その人々の持つておられるもの、ぐれた技術なり芸術というものを、たゞいま仰せになりましたように映画なりレコードなり、あるいはまた文書なり、工芸美術につきましてはその製作過程の工程見本をとりまして、これら

を公開するような方法を考へております。また公開交付金として、若干ではあります。また予算を計上して、おりまして、こちらの指定したような優秀なる芸術の公開につきまして交付金をいたすことになつております。

○世耕委員 そういう工芸美術のようなものの後継者を養成するといふことも、文化財保護の一つの方法であると思ひます。そういう点について何か考へを及ぼしておられるかどうか。もう一つは、フィルムに収めたもの

をできるだけ大衆に公開するといふことではないと、保存ばかり中心になつてしまつて意味をなさぬ。どうもその点が少し欠陥じやないかと思はれるのですが、それについて何か御構想がおありになるかどうか。

○森田(孝)政府委員 第一番の後継者の養成につきましては、文化財保護委員会においても非常に力をいたして、現在大がかりにやつておりますのは、仏像の修理技術者の養成をいたしてありますが、その他香川県、岡山県、徳島県、あるいはまた三重県、奈良県などにつきましては、それ／＼研究所並びに後継者養成所をつくつて参りまして、これに對して補助金を出す等を本年度に計画しておるわけでありま

す。

それから公開の点につきましては、まつたく仰せの通りでございます。わ／＼の方といたしましては、つくりましたところの映画について随時貸出しの規定を設けて、各地方の要望に応じて貸出しをいたすことになつております。

○世耕委員 もう一点、芸術品や何かの問題では、たとえば今仰せられた技術者養成の方面でも、後継者をつくるということはできますけれども、たとえばお芝居とか、そういうような芸術方面で何かお考えがあらうか。この点も十分考へておかなければならぬと思ひます。

○森田(孝)政府委員 ただいま、昨年からいたしておりますのは、文楽の後継者の養成でありまして、それは浄瑠璃、三味線、人形つかいの三つにわけまして、それ／＼国と大阪府と大阪

市の三者共同で後継者の養成を行つております。歌舞伎につきましても、目下同様なことを計画いたしております。

○世耕委員 予算を政府の費用にまつばかりでなしに、そういう公開の方法を講じて、その結果収入を得て、さらに文化財保護の真義を徹底する意味において新しい計画を持つべきだと思ひますが、そういう点について何かお考えがございませうか。

○森田(孝)政府委員 今の点、一つの例だけあげて申し上げますと、ほかにいろいろ／＼同じようなことをやつておりますが、たとえば文楽につきましては、東京で公演になる場合におきましては、必ず一日をさいて学生生徒の観覧日を設けて、それ／＼に對して講師によつて詳細な解説をしていただく、なお解説書を配付するというようなことをいたしてあります。

○竹尾委員 無形文化財についてのお尋ねですが、特に歌舞伎その他についてお尋ね申し上げますが、委員長さんには経済学者であると同時に、浮世絵方面の大家でもありますし、特に御関心が深いと存じております。ところで無形文化財の芸術方面につきましては、たとえばどの時代のものをどの程度で保護するとか、そういう基準があるの

ございませうか。大分古い時代のものは／＼やつておられるようです。先年平家頼朝の保存などやつておられるようですが、どの時代からどういふうぐあいには保護をして行こうといふような、何かわ／＼と申しますか、そういう一つの線が出ていますのでござい

ます。それ／＼、その点につきまして伺いたいと思ひます。

○森田(孝)政府委員 文楽の後継者の養成でありまして、それは浄瑠璃、三味線、人形つかいの三つにわけまして、それ／＼国と大阪府と大阪

市の三者共同で後継者の養成を行つております。歌舞伎につきましても、目下同様なことを計画いたしております。

○高橋(誠)政府委員 選定基準が設けられてるのでございますが、お手元にありますかどうか、音楽、舞踊、演劇その他のうち、たとえば雅楽、舞楽、声明、能楽、狂言、こういうことに相なつておるのでありまして、その一例としておあげになりました平家琵琶でございますが、この平家琵琶は、私も聞いておるところによりますと、声明並びに論議——天台、真言などの論議の脈を伝えるものと聞いております。これらのものにつきましては、録音が国際文化振興会あたりでございえたものなどもできております。ところが平家琵琶になりますと、これがございませぬ。ところが平家琵琶の流をさらに伝えましたものになります。これはまた記録がございしますもので、ちょうど間がとだえているところから、特に平家琵琶の記録をつくりますことに力を尽したのでございしますが、でき得る限りさかのぼり得られますものはさかのぼつてこれを保存いたしたいと存じております。そうしてまた後のものに対して特に影響の深いものはこの点を明らかにいたしたいと考えて、保存に力をいたしておる次第でございます。

○竹尾委員 今委員長があげられた中で歌舞伎は入っておりますが、

○森田(孝)政府委員 ただいま委員長の御説明になりました無形文化財の選定基準、これが今度は改正法律で指定基準を別につくることになりましたが、従来ありました選定基準の中には、芸能関係と工芸美術関係と大別してできております。その芸能関係の中に歌舞伎は入っております。

○竹尾委員 われ／＼日本人の生活感

情と申ましようか、その中には、江戸時代の、大きくいつて芸術ですね、そういうものの影響が非常に強いので、特にだん／＼観客の数が少なくなつておるようですが、歌舞伎なども何かの方法で保存しなければ滅びるような傾向にあるかと思う。これは大体非常に代金が高いので、なか／＼私ども毎日見るといふわけにも行きませんので、行きませんが、ああいふものを何かの方法で保存して、安く見させるといふようなことが、委員会としての一つの仕事ではないか、こう思います、最近の役者も、今では技能の点からしても――私はよく存じませんが、だん／＼低下しているような傾きすらあると思う。中村吉右衛門など、ああいう人はほとんど出ないというような見方もありますので、そこで人の養成と、安く見られるという二つの方法を考へなくてはいかぬと思う。私はこの間文部大臣にもお尋ねしたのですが、安い劇場で大衆的に見させるということも必要なので、そこで国立劇場の設置といふようなことも問題になるかかと思ひますが、これは先生の方の委員会の所管ではないかもしれませんが、そういう点についてどういうお考えを持つておられるか、お尋ねしたいと思います。今歌舞伎が、ややともすると、特殊階級の芸者その他の観客ばかり多くて、一般にはだん／＼見る人が少くなるということも、ある意味においては非常に嘆かわしいことなので、これを一般の大衆に見させるといふことが必要だと思う。そういう点につきましてひとつお答えを願ひたい。

○高橋(誠)政府委員　歌舞伎は、たばたばなくなつてしまふのではないかと

いう心配の念をおれ／＼も持ったのでありますが、今日のところではさうな様子も見えませんが、ます／＼盛んになりつつあるように存じております。ただいまお話のありましたように、芸者などのようなものの観賞が主たるものになって、一般大衆はこれを見る機会がだん／＼減るというお話のようでございますが、私の見ますところでは、芸者などの見物こそ著しく減少いたしましたので、一般大衆が演劇に興味を持ち出した傾向が見えるようにでございます。芝居などに参りまして、いい席は昔は芸者などに占領されておつたのでございますが、今はこういう種類のものを見かけますが、これはなほだ少くなつております。若い学生などが非常に興味を持つて古い芝居を見ております。こういうようなところを見ますと、演劇減びずというような考えを持たされるのであります。それからまた最近におきまして財団法人として発足いたしましたのでありますが、演劇研究会というものがございます。文化財保護委員会と松竹とが力を尽しまして、歌舞伎座の一室を借りましてこの研究会を催しております。これらによりまして、この演劇の保存はよほど効果がありはしないかと存じております。

「委員長限席、竹尾委員長代理着席」

それから国立劇場でございますが、これはただいまお話のありましたように、直接文化財保護委員会とは関係のないものでございますが、片山内閣の際に、この話が総理の口から出しましたことを聞いております。文部省では、一昨年であつたかと記憶いたします。

が、それ／＼招集せられまして、国立劇場案を立てて行きたいという御相談を受けたのでございまして、まことにけつこうなことを存じまして、私どもでできる限りのことをいたしたいと考えておりますが、いろ／＼困難な点がございます。ましてまだ一向はかどつておらぬのでありますが、何とかしてこれも実現させたいと考えている次第でございます。

○竹尾委員長代理　この席からたいへん恐縮であります。ただいま私の質問がちよつと言葉が足りなかつたと思ひますけれども、芸者だからどうというようなことではないので、やはり日本の国民ですから、芸者が見るのも一向さしかえございませぬが、私は芝居を見る機会が最近ほとんどなかつたのですけれども、私は佐倉宗吾の特別信者でございまして、この間歌舞伎で、これは特に吉右衛門がやるから、ぜひ義務として見てくれというので、千秋楽の日に一時間ばかり行きましたのですが、吉右衛門は、前に昭和五年かに明治座でやつたときは非常に元気がよかつたけれども、芸は確かにいいのでしようが、非常に元気がないように私は思ひましたが、その席上私の周囲に、ほとんどと申してもよくくらしい芸者の諸君がいたように——ちよつと見ると、芸者か、しろうとか、大体わかりますが、そういうふうに思われたので、これはやはりそういう方面の顧客で非常に多い。多くてもけつこうなんですけれども、そういうような感じがいたされたわけでございます。そこで繰返すようですが、やはりああいう歌舞伎座あたり高うございますから、私らもとても見られないのです。そういう

う關係で見せてもらったのですが、高くてなか／＼普通の人は見られないというところで、その点に問題があるので、すが、国立劇場のようなもののできるだけ早くつくつていただきまして、何と申してもこれは伝統があるのですから——伝統を重んじない国民は滅びますので、やはりよき伝統はよき方法で保存して行かなければならぬといううな意味合いからも、ぜひ委員会としても御努力をお願い、こういうことを希望いたしましたして私の質問を終ります。

ほかにございますか。

○世耕委員 関連して——歌舞伎座は金がかかるというのなら、野外劇場でもいいんじゃないですか。そうして幾幕も見せなくても、一幕でも見せるというような方法があるんじゃないか。必ずしも国立劇場、いわゆる歌舞伎座のよう大きな舞台で公式にやらなくても、民衆を楽しませる方法は、熱意さえあればできると思う。そういう点はどうですか。

〔竹尾委員長代理退席、委員長着席〕

○森田(孝)政府委員 ただいまちよつと私御説明いたしました、一般的には、指定された文化財の公開については、入場税が免除になるような措置を講じておりまして、できるだけ安い金で見られるように考えておる次第であります。なお仰せのように、一幕でも見せるような措置を講ずるということにつきましても、これが一般文化の振興に非常に寄与すると考えられるものについては、将来十分考えて行きたいと思ひます。

○辻委員長 他に御質疑はございませ

んか。——他に御質疑もないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終了したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○辻委員長 御異議なしと認めます。

これより討論に入ります。本案に対する討論の御通告はないようでありますので、討論を省略するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○辻委員長 御異議なしと認めます。

よつて討論は省略されました。

採決を行います。文化財保護法の一部を改正する法律案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○辻委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

ただいま可決されました法律案の委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○辻委員長 御異議ありませんから、さように決します。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

〔参照〕

へき地教育振興法案(内閣提出)に関する報告書

文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

文部委員会議録第二十五号中正誤

頁 段 行

誤 正

九 四 末 三 第十九号、第二十号、第二十号、

昭和二十九年五月十二日印刷

昭和二十九年五月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局